税制についての租研会員の意見調査結果

平成27年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

税制についての租研会員の意見調査結果

（公社）日本租税研究協会

1　調査の概要

今回の調査は，従来同様，本協会役員・評議員，法人会員（維持会員），個人会員（通常会員）計924人を対象として実施しました。

⑴　目　　的

（社）日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し，本協会の活動の指針とするとともに，今後，関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

⑵　対　　象

（社）日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち，維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は，会社（業種としては全業種），各種団体，国公・私立大学，会計・法律事務所，その他の計344，通常会員は大学教授・助教授，税理士・公認会計士・弁護士，その他の計482，本協会の役員・評議員は98です（単位・敬称を省略させていただきました）。

⑶　実施期間

平成27年７月９日から７月23日まで。

⑷　方　　法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し，回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

2　会員意見調査の特色

１　回収率

全体では21.7％で，昨年度（25.4％）よりも3.7ポイント低下した。

２　意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

① わが国は多くの課題を抱えているが，政府が最優先で取り組むべき政策課題として半数以上の会員が，財政の健全化，中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）をあげた。これらはいずれもわが国が抱える最重要課題であり，「租研の意見」において税制改革の基本的視点としているものである。

② わが国においては，政府活動からの国民の「受益」と，その財源である「負担」とが乖離し，「中福祉―低負担」と言われて

いる。今後，高齢化のさらなる進行に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されているなか，会員の多くが，受益と負担の乖離を問題と捉えており，「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。

③　今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則として，「公平性の確保」が最多であった。このことは，国民が納得して税を納めるためには，税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また，税制改革において重視すべき点としては，「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。

④　消費税については引き上げを容認する意見が多数であった。15％を上回る税率を容認する会員も４割近くに上り，消費税への期待が大きい。また，税率が10％を超える場合には何らかの逆進性対策が必要とする会員が半数近くにのぼった。しかし，軽減税率の導入には多くの会員が否定的である。

⑤　法人課税については，税負担が日本企業の国際競争力を弱めるとともに，外国企業の日本への投資への障害になっているとの認識を多くの会員が有しており，近年において法人税の影響が大きくなっているという認識が強まっている。こうしたことから，ほとんどの会員が実効税率の引き下げを求めている。

⑥　個人所得課税については，あるべき方向についての意見は分かれている。しかし，消費税と並ぶ基幹税としての役割は会員も認めるところであり，今後，税率，ブラケット幅，控除のあり方などについて検討を加える必要がある。

⑦　地方税については負担増には否定的であり，行政改革の推進とともに，簡素化と徴税効率の向上を望む声が多い。

⑧　地球温暖化対策税の導入については慎重であるべきとする会員が多い。印紙税は，電子商取引や電子書類には課税されないという問題が生じていることから，廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。

⑨　会員（企業）においては税務コンプライアンスの向上に対する意識が強い。

⑩　税制一般に関しては，制度が複雑化し，事務負荷，費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

解　　説

Ⅰ　財政及び税制全般について

1　経済及び財政政策全般

(1)　全　　般

問１　政策課題について

わが国は，内外の経済・社会構造の激しい変化の中で，短期，中長期共に多くの問題に直面している。こうした状況下，政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ，「財政の健全化」と答えた会員が71.4％と最多であった。わが国の国・地方の長期債務残高は，平成27年度末には1,033兆円（対GDP比205％）になると見込まれ，歴史的，国際的に最悪の水準となっている。財政健全化への取り組みは国際的な公約となっており，中長期の財政再建計画においても財政健全化への取り組みを一段と強化する必要があるとの認識である。次いで大きかったのは「中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）」の58.7％（昨年は59.1％）であった。アベノミクスによって日本経済は上向いてきてはいるものの，活力ある経済社会を再構築することによって，国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためにも，経済成長は喫緊の課題であることをこの結果は

示している。資源・エネルギー政策と答えた会員は，昨年は51.2％と半数を超えたが，今年は36.5％に低下した。資源，エネルギーはわが国経済にとっての重要な制約条件であり，今後の経済成長においてその対策が重要であることには変わりはないものの，昨年に比べて緊要さが薄れたと言える。「(東日本)大震災からの復旧・復興」と答えた会員の比率は一昨年の60.5％，昨年の42.2％から19.6％へと低下した。

⑵　経済及び財政政策

問２　アベノミクスの経済に与える効果

安倍政権は，いわゆるアベノミクスによって，長引くデフレ不況，円高から脱却し，日本経済を強い成長軌道に乗せる政策を行っている。この政策が経済にどのような効果を与えるかについてたずねたところ，「現状では判断できない」と答えた会員が40.2％（昨年は37.5％）と最大であり，「日本経済はデフレからは脱却するが，依然として低成長が継続する」の32.3％が次いだ。この回答は，日本経済の構造改革を実現する成長戦略の必要性を示している。

問３　新たな成長戦略

安倍政権における第３の矢である新たな成長戦略として「日本再興戦略」が決定され２年が経過し，本年６月に再改定がなされた。アベノミクスの第２ステージとして，「未来投資による生産性革命の実現」と「ローカルアベノミクスの推進」を両輪とする成長戦略に掲げられている政策のうち優先的に取り組むべき課題をたずねた。「立地競争力の更なる強化（法人税改革，国家戦略特区，PPI･PFI，産業インフラの整備等)」と答えた会員が48.7％と昨年に引き続き第１位であり（昨年は50.4％)，「緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進，民間投資活性化，事業再編促進等)」の38.6％，「雇用制度改革，人材力の強化（女性活躍政策，人材育成，雇用確保)」の33.3％，「大学改革・科学技術イノベーション促進政策（世界最高の知財立国)」の24.9％が続いた。グローバル経済において日本の立地競争力を高めるとともに，日本経済の競争力を強化するためには，設備投資の拡充とイノベーションによって生産性を向上させるとともに，人的資本の強化が重要と考える会員が多いことを示している。

問４　財政赤字と財政健全化目標

わが国の厳しい財政状況を放置することは，財政の持続可能性を危うくするとともに，将来世代に負担を先送りすることによって，大きな不公平を発生させることになる。また，巨額の財政赤字は日本国民にとってのみならず，世界経済の安定という点からも極めて重大な問題を引き起こしかねない。

こうした厳しい財政状況にあって，「経済財政再生計画」では，2020年度に国と地方の基礎的財政収支（PB 赤字）を黒字化実現に向け，16～18年度までの３年間を「集中改革期間」と位置づけ，2018年度の PB 赤字の対 GDP 比マイナス１％程度を目安とし，その間消費税率の10％引上げと歳出改革を中心とした改革を進めることとされた。このような政府の財政健全化の進め方をどのように評価するかたずねた。「歳入政策として消費税率の10％への引上げ以外の国民負担増を抑制するのであれば，思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を図り，2020年度財政健全化を図るべき」と答えた会員が38.1％と第１位であったが，「今回の計画を評価する」も37.0％とほぼ同数であった。また，「経済成長を最優先し，大幅な税収増を活用して財政健全化を図るべき」と答えた会員も30.7％であった。このように，財政健全化への取り組みの必要性は認めつつ，健全化の進め方に関しての会員の意見は分かれている。

問５　経済財政再生計画の前提

「経済財政再生計画」では，前提となる経済成長は，中長期的に名目３％以上，実質２％以上の成長率（2016～2023年度平均で名目3.6％，

実質2.1%）を経済再生ケースとして，財政健全化目標が設定されている。この前提とされた成長率の達成見込みについてたずねたところ，「経済再生ケースとベースラインケース（名目１％台半ば，実質１％弱の成長率）の間の成長が見込まれる」と答えた会員が37.6%，次いで「ベースライン程度の成長が見込まれる」が33.9%であった。経済再生ケースの達成は困難と見る会員が多く，経済情勢によっては中間目標の達成は困難となる可能性も考慮し，さらなる歳出，歳入改革の検討を早期にすることも必要である。

問６　財政健全化目標の立法化

財政健全化を進めるためには，法律を制定し健全化目標の達成を義務付けることが必要との意見がある。会員に財政健全化目標の立法化についてたずねたところ，「閣議決定で中長期財政計画を制定し，毎年度の予算において財政健全化を図ればよい」が38.6%と最多であった。しかし，立法化を支持する会員も20.6%にのぼった。このように，現在の取り組みだけでは財政健全化の実現はおぼつかないとする会員も多く，立法化も含めて検討する時期に来ていると考えられる。

問７　歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国であるが，高齢化の進展にともなった社会保障費の増大に加えて，このままでは財政の累積債務はさらに増大する。こうした中，限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには，真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで，現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答でたずねたところ，「社会保障」が60.3%と最多であった。効率的で効果的な社会保障制度の構築が，国民負担増の抑制と経済パフォーマンスの強化のためにも不可欠である。第２位は「特別会計，独立行政法人等」の54.5%であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや，本来，官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は，公共部門の本来的機能への回帰を求めるものと言える。その他にも，国から地方への財源移転である「地方交付税等」，「公共事業」が削減すべき対象としてのぼった。行政の守備範囲の縮小，事務・事業の効率化による定数の削減，公務員給与の適正化，国民の生活や企業活動に真に貢献するインフラ整備に公共投資を重点化することを会員は求めている。

問８　消費税率引き上げによる日本経済への影響

平成26年４月に消費税の税率が５％から８％に引き上げられ，平成29年４月には10%に引き上げられる。そこで，消費税率の10%への引き上げが日本経済に及ぼす影響についてどのように考えるかをたずねたところ，「消費税の増税が景気に及ぼす影響は短期的なものであり，住宅など高額な耐久財への課税を適切に減免すれば，10%まで引き上げてもさしたる影響はない」と答えた会員が42.3%と最大であり，昨年の25.0%から大きく増加した。一方，「景気にマイナスの影響を及ぼす」は17.5%にすぎなかった。また，「社会保障目的税として支出すれば，景気への影響を緩和できることから，社会保障制度の安定化のために増税を行っても，経済にマイナスになることはない」の14.8%と，「現役世代は財政や社会保障の持続可能性への不安から消費支出を抑制しており，消費税率を10%へ引き上げても，家計の将来の不安が払拭できれば，消費はむしろ増加する可能性があり，経済にプラスになる」の11.6%とを加えるなら，大半の会員が消費税率引き上げの景気への影響については楽観的であり，むしろ財政赤字の拡大を抑えることの重要性を優先させている。

⑶　受益と負担

問９　受益と負担水準

わが国においては，国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し，「中福祉―低負担」と言われており，このままの財政構造が続くとその乖離が一層拡大すると危惧されている。そこで，今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ，「現在の社会保障を維持し，それに見合う負担が望ましく，中福祉－中負担を目指すべき」と考える会員が67.7％（昨年69.8％）と多数であった。「自己負担や自己責任をより強化することが望ましく，低福祉－低負担を目指すべき」は21.2％であったのに対して，「高福祉－高負担に踏み出すべき」は2.1％にすぎなかった。

問10　国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は43.4％（平成27年度，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり，ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか，国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ，「50％程度を限度とすべき」と答えた会員が65.6％と半数を超え，次いで，「現状レベルを維持すべき」が21.2％であった。この結果は，前問の「中福祉－中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後，財政支出の増加が見込まれるとしても，こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し，社会保障の給付水準を検討する必要がある。

問11　社会保障改革について

「問７　歳出削減」では，会員の社会保障改革に関する意識の強さが表れていた。社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには，消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても，膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠である。社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられているもののうち，優先的に取り組むべき項目をたずねた。「高所得者の年金給付の引き下げ」と答えた会員が48.1％（昨年55.2％）と第１位であったが，これは年金をめぐる世代間格差が拡大していくことや，年金財政がますます厳しさを増してくることが予想される中での判断であろう。しかし，高所得層に限らず全般的な「年金給付の引き下げ」については7.4％にすぎないことから，高齢者層内で拡大していると言われる格差の是正という公正な社会の構築への意識が会員に存在することを表している。次いで，「医療の効率化（医療提供体制の改革，医療の無駄排除等）」が36.5％であった。高齢化率の高まりによって医療費の膨張が避けられないなか，医療供給体制の効率化によって医療費の膨張を抑えることが必要である。また，「高齢者の負担増（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ，介護高齢者の利用者負担の拡大等）」が31.2％と続いた。自己負担率の引き上げは公費負担の抑制にダイレクトに結びつくとともに，保険制度に内在するモラル・ハザードを弱め，医療費や介護費総額を抑えることによって保険財政を改善することになるという判断であろう。

2　税制全般

政府は『「日本再興戦略」改訂2015』及び「骨太の方針2015」の実施を通じて，日本経済の持続的成長，財政健全化，持続可能な社会保障の同時達成を目指していくこととする一方で，税制に関しては，平成29年４月から消費税率を10％に引き上げるものの，当面は経済再生を着実に実行し，自然税収を上げる一方，歳出の重点化・効率化・適正化に重点的に取り組んでいくとした。しかし，税制に関してはまだ残された課題は多く，今後の税制改革に向けて会員の

意見を聞いた。

⑴　税制改正へ向けての基本的視点

問12　課税原則

どのような時代にあっても，税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし，税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において，今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。53.4％の会員が「公平性の確保」をあげ，課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには，各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。「簡素性の確保」の21.2％がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく，納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり，そのためにも税制は簡素なものでなくてはならず，軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。

問13　税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を設計するためには，課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで，税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ，会員の67.2％が「経済活力の強化」をあげた。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行やグローバル化の一層の進展など，わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで，活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり，それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に，現下の厳しい経済情勢を反映した結果である。第２位には「国際的に調和の取れた税制度」（55.6％）が入った。これは，グローバル経済の時代にあって，法人税等の日本の税制がグローバル・スタンダードから外れることは，経済活動に対して望ましくない影響を及ぼす可能性があると考えられるからである。第３位は「安定的な税収の確保」（42.3％）であった。これは，超高齢社会における社会保障費の増加や，公共サービスが対個人向けの比重を大きくしていることから，景気に左右されることの少ない税制を求めた結果だと考えられる。格差是正等の他の選択肢はいずれも20％に満たなかった。この回答傾向は，会員が税制改革の視点として，経済の活性化と財政再建を重視していることを表している。

問14　税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており，各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし，原則間には往々にしてトレード・オフの関係が見られ，どの原則を重視するかは時代によって変化するため，望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況（国税・地方税計）は，平成26年度（予算ベース）で，所得税課税が30.6％，法人税課税が20.7％，消費課税が33.9％，資産課税が14.9％という構造になっている。税制改正を行うにあたり，日本の税目別税収構造どのように改善させるべきかをたずねたところ，「消費税，所得税をより重視する」（ドイツ，イギリス型）と答えた会員が40.7％と，「消費税をより重視する」（フランス型）の38.6％を上回った。一昨年までは「消費税をより重視する」が「消費税・所得税をより重視する」を上回っていたが，累次の減税によって所得税の税収調達機能が低下している中で，所得税と消費税という２つの基幹税が持つそれぞれのメリットを活かしながら，デメリットを補完する税体系の構築によって，今後の社会保障費の増大を受け止め，財政再建を果たしていくことの重要性が示されたと言える。

Ⅱ　各税目

1　消費税

⑴　消費税の引き上げと使途について

問15　消費税の引き上げの是非，引き上げ幅

消費税率は，平成29年４月から８％から10％に引き上げられることとなったが，「経済・財政再生計画」においては消費税10％への引き上げ以外の国民負担は極力抑制するよう努力するとして，さらなる消費税の引き上げは行わないとされている。社会保障費の増大を勘案すると消費税率のさらなる引き上げが必要とも考えられる。そこで，消費税率の引き上げの是非，また，上げる場合にはどの程度が妥当もしくは容認可能であるかをたずねた。「現状維持」と答えた会員は3.7％にすぎず，大部分の会員が消費税率の引き上げを認めている。また，税率については，「10％」が21.7％と最多であるが，10％を超えて引き上げることを容認する会員は半数を超えている。また，過去の調査ではヨーロッパの国々のように15％を上回る税率を容認する会員はきわめて少数であったが，昨年は30％を上回る会員が15％超を認めており，今年の調査でも４割近い会員が15％超を容認可能と答えている。このように，消費税への期待は大きい。

問16　使途及び目的税化

税制抜本改革法では，消費税の収入については，毎年度，制度として確立された年金，医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。この点についてどのように考えるかをたずねた。「一般税化が税における基本であり，使途の硬直化に繋がる危惧があり反対」と答えた会員は31.7％であったが，「消費税の増税を国民に理解してもらうためには，目的税化はやむを得ない」が34.4％（昨年は37.5％）と最多であり，「社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも，使途は限定すべき」も28.0％にのぼった。税率引き上げのための現実的な対応と，他の歳出膨張の歯止め効果に期待して，消費税の一般財源にこだわらないと考える会員が多くなっている。

⑵　逆進性対策

問17　逆進性対策

わが国消費税の特徴は，非課税の範囲が小さく，税率は標準税率に統一されていることである。その結果，消費税の負担は逆進的となるが，税率が低い水準であるため逆進性が大きな問題とされなかった。しかし，税率の引上げによって，逆進性緩和，あるいは低所得層対策の必要性に関する議論が浮上している。平成27年度税制改正大綱では，消費税の軽減税率制度について関係事業者を含む国民の理解を得た上で，税率10％時に導入することとされ，平成29年度からの導入を目指して，対象品目，区分経理，安定財源等について，与党税制協議会において具体的な検討が進められている。そこで，消費税の逆進性対策の必要性についてたずねたところ，「消費税率が10％以上の場合には，逆進性対策を行う必要がある」と答えた会員が48.1％と最多であった。消費者の選択に中立的であるためには税率は一定であることが望ましいとされるが，逆進性対策を税率引き上げにともなう政治コストとみなし，現実的対応策としてとらえる会員が多い。

問18　逆進性対策として適当な方法

逆進性緩和にはいくつかの方法が考えられる。そこで，逆進性対策として適当と思われる方法についてたずねたところ，「給付付き税額控除を導入すべき」が35.4％，「簡素な給付措置を継続すべき」が27.5％，「社会保障政策などの歳出面から対応すべき」が23.3％であり，「生活必需品等に対しては，複数税率を導入すべ

き」は17.5%にすぎなかった。仮に逆進性対策を行うとしても，その方法に関しては意見は分かれている。しかし，複数税率に関しては生活必需品の範囲，減収規模が大きいことなどの問題を抱えており，逆進性対策として支持する会員は少ない。

問19　軽減税率制度の導入について

消費税の逆進性緩和策の一つに軽減税率制度があり，前問でも17.5%の会員が「生活必需品等に対しては，複数税率を導入すべき」と答えた。平成27年度税制改正大綱では，消費税の軽減税率について，税率10%時に導入することとされているところである。軽減税率制度の導入をどのように考えるかを改めてたずねたところ，「導入すべきではない」は57.1%に達し，「どちらかというと導入しないほうがよい」の22.8%を加えると，約８割の会員が軽減税率の導入には反対か消極的である。

問20　軽減税率制度導入反対の理由

軽減税率は理解を得やすい逆進性緩和策ではあるが，多くの会員が導入には否定的である。そこで，導入に否定的な会員にその理由をたずねたところ，「事業者にとって事務負担が過重となる」，「対象品目の選定が極めて困難」，「税制の簡素性に反する」といった理由を答えた会員が多く見られた。

問21　軽減税率の適用

仮に軽減税率を導入するとした場合，軽減税率としてどの程度の水準が望ましいかをたずねたところ，「８%」に据え置くとする回答が38.6%，「５%」が28.0%であった。会員の多くは軽減税率の導入には否定的であり，軽減税率を導入するとしても，８%に据え置くべきという判断だと考えられる。

問22　軽減税率適用と税収減対応

軽減税率の対象品目にもよるが，仮に導入された場合には軽減税率は所得水準に関わりなく全消費者に効果が及ぶことから，税収の減少に直結する。そこで，税収減にどのように対応するかを全会員にたずねたところ，「歳出を削減することによって対応すべき」と答えた会員が52.9%と半数を超え，「軽減税率適用以外の消費税の税率を引き上げることによって充当すべき」の24.9%を大きく上回った。「歳出の削減によって対応」に関しては，税収減相当額を社会保障の削減によって賄うとすれば，むしろ低所得層に不利になることに留意する必要がある。

⑶　インボイス制度

問23　インボイス制度

仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についての考えをたずねたところ，「複数税率となる場合以外には，導入すべきではない」が33.9%（昨年39.2%）と最多であり，「複数税率となっても，導入すべきではない」と答えた会員も23.3%であった。「税率が10%時には，導入すべき」は19.0%，「税率が10%を超える場合には，導入すべき」は14.3%と，インボイスの導入には慎重な会員が多い。

⑷　消費税の転嫁

問24　消費税の転嫁について

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税であるが，消費税率の引き上げにともない，転嫁が円滑に行われるかどうか懸念されている。そこで，消費税率の引き上げにともない，円滑かつ適正な転嫁が確保されるためには，どのような対策が有効と考えるかを複数回答でたずねた。「不公正な取引の検査，監視の強化」，「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成，周知」と答えた会員がそれぞれ半数近くにのぼった。次いで，「国民に対する広報の徹底」が32.8%であり，消費税の転嫁を円滑に行えるようにするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

⑸　国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税

問25　電子商取引と消費税課税

現在，電子書籍・音楽・広告の配信などの役務の提供が国境を越えて行われるようになっている。こうした実態を受け，平成27年度税制改正において，国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税を課税することとなった。具体的には，サービス提供者が国外事業者である場合，事業者向けの取引については「リバースチャージ方式」が，消費者向けの取引については国外事業者が申告納税を行う方式が採用される。新しい制度についてどのように考えるかをたずねた。「電気通信役務の提供の範囲の明確」，「消費者向け取引の場合の外国課税事業者の適正な申告と納付」，「事業者に対する簡素な手続きを拡大すること」といった回答が多く出された。

2　法人税

⑴　法人実効税率と課税ベース

法人課税については，平成23年度税制改正で，法人実効税率が５％引き下げられ，平成26年度税制改正では，復興特別法人税が１年前倒しで廃止された。さらに平成27年度税制改正では，国・地方を通じた法人実効税率（現行34.62％）は，平成27年度に32.11％，平成28年度に31.33％となる。一方，欠損金繰越控除の見直し，受取配当等益金不算入の見直し，法人事業税の外形標準課税の拡大，租税特別措置の見直しが行われた。平成28年度税制改正においても，課税ベースの拡大等により財源を確保し，平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図り，さらに，その後の年度の税制改正においても，引き続き，法人実効税率を20％台まで引き下げることを目指して，法人税改革をできるだけ早期に完了することとされている。そこで法人実効税率と課税ベースについて，企業行動に法人税が及ぼす影響も含めて調査を行った。

問26　法人実効税率と企業行動

企業行動にはさまざまな要因が影響を及ぼすが，法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。わが国の法人課税の実効税率は，平成27年度税制改正によって平成28年度31.33％となる。しかし，諸外国（平成27年４月現在）と比較すると，欧州諸国は，イギリス20％（平成32年４月より18％に引き下げられる予定），フランス33.33％，ドイツ29.66％，またアジア諸国は，中国25.00％，韓国24.20％であり，国際的イコールフッティングの観点からみると，日本は依然として相対的に税率が高い。さらに現在はわが国より高い米国（40.75％）でも大幅な税率引き下げの動きがある。このように日本の法人実効税率はいまだ国際的に高い水準となっている。諸外国との税率に差異がある場合に，企業行動にどのような影響を与えるかについて複数回答でたずねたところ，「国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが，国際競争力，とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が60.8％と最多であった。また，「外国企業が日本に進出するに当たっては，日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」は45.5％，「日本の法人実効税率の高さは，日本企業の配当，財務体質，株価ひいては「企業価値」に影響を与え，企業活力を弱める原因となっている」と答えた会員も39.2％にのぼった。一方，「企業行動においては，法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが，市場開発，需要サイド，製品の品質等の供給サイド等，多くの要素からの総合的な判断によっており，大きな障害はない」と答えた会員は16.9％にすぎない。以上の調査結果は，法人税の実効税率が企業行動に影響を及ぼす可能性が大きいことを示しており，わが国においては，法人実効税率の引き下げによって企業がイコール・フッティングで海外と競争できる条件を整備することが，成長戦略として重要である。

問27　法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが，法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右される。そこで，10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ，「影響が高まっている」と答えた会員が60.8％に達し，昨年の56.0％を上回った。この回答は，他の要因が日本での企業活動にとって厳しさを増しているために，重い法人税負担をカバーしきれなくなってきたことが背景にあると考えられる。

問28　企業行動における法人税の影響が高まった理由

法人税が企業活動に及ぼす影響は10年前に比べて高まったと答えた会員が60.8％に達した。そこで，「影響が高まった」と答えた会員にその理由をたずねたところ，73％が「海外（輸出先，海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大し，資本が流出」と答えている。企業の投資活動には法人税だけでなく，さまざまな要因が存在することから，それらを総合的に勘案した上で法人税のあり方を検討すべきという声もある。しかし，労働コスト，円相場，市場の成長性，原材料，エネルギーなどの面で，国内企業を取り巻く環境が厳しくなっているなか，企業は法人税負担により敏感に反応するようになっていると考えられる。

問29　法人実効税率の水準について

政府は数年で法人実効税率を20％台まで引き下げることを目指し，平成27年度から段階的に引き下げられることとしている。上の設問ではわが国の法人税が相対的に高く，企業活動に影響している可能性が示されたが，それでは，日本の法人実効税率をどの水準にすべきかをたずねたところ，「主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10％程度引き下げるべきである（法人実効税率25％程度）」と答えた会員が38.6％と最多であり，「当面は欧州並み（30％弱）に引き下げ，さらにその後主要アジア諸国並み（25％程度）の水準まで段階的に引き下げるべき」の27.0％がそれに続いた。また，「欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準（法人実効税率30％弱）まで引き下げるべき」は25.4％であった。法人の負担は法人税だけでなく総合的に捉えるべきという主張もあるが，「社会保険料を含めると先進国の中では，税率は必ずしも高くなく，現行水準でよい」と答えた会員は7.4％にすぎなかった。法人実効税率を引下げ，税率格差を解消することは，国内での投資を促進し，経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加につながると考えられるが，そのためにもさらなる税率引き下げが必要とする会員が圧倒的多数に上っている。

問30　法人実効税率引き下げる場合の財源

法人税税収は大きな額を占めていることから，税率引き下げが財政状況に影響することに配慮して，財源確保が懸案となっている。そこで，財源確保策についてたずねた。「さらなる引き下げによる法人税収の減少は，税制全体の中でカバーされるべき」と答えた会員が39.7％と最多であったが，「法人税の課税ベースの拡大によって補う形で，法人税収の維持を図るべき」は昨年の23.3％から大きく低下し，今年は13.2％にすぎなかった。「法人税率の引下げは，成長戦略等において法人税収が増加するので，その法人税収増加分を財源にして実施するべき」が22.8％，「法人税率の引下げ等も含めた成長戦略によって税収が増加するため，税率の引き下げ分による短期的な税収低下は，長期的には問題とならない」が15.9％と，法人税減税が経済を活性化させることに期待し，実効税率の引き下げにともなう財源問題はとくに必要無しとする会員は３分の１を超えた。

問31　課税ベースの拡大

法人実効税率の引き下げに際しては，とくに

法人税収の減少への対応策として租税特別措置の見直し，課税ベースの拡大を検討するとの議論がある。今後さらに法人税を引き下げる場合，課税ベースをどのように考えるかについて複数回答でたずねた。「諸外国に比しても課税ベースは広くなっており，国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば，さらに大きな財源となるように課税ベースを広げるべきではない」と答えた会員が39.2％と最多であった。ただし，「租税特別措置等の政策税制は，研究開発税制，グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化，他は廃止することにより適正化し，一部課税ベースを広げるべき」もほぼ同数の38.1％にのぼった。「税率を国際水準並みに引き下げる場合には，財政状況も鑑み，課税ベースを広げることもやむを得ない」と答えた会員は25.4％であった。このように，課税ベースの拡大については意見が大きく分かれている。

問32　受取配当の益金不算入

法人の受取配当については，平成27年度税制改正で，持株割合３分の１超の株式の配当の場合はその全額が，３分の１以下５％超の場合にはその50％が，５％以下の場合にはその20％が益金不算入となった。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えるかをたずねたところ，「受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり，受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり，慎重に扱うべき」と答えた会員が61.4％に達した。法人税が所得税の前取りである限り，法人間の受取配当は，二重課税防止の観点から課税することには問題があるという指摘である。

問33　繰越欠損金の損金算入の見直し

平成27年度税制改正において，大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が平成27年度には所得の65％，29年度には所得の50％に引き下げられた（資本金１億円以下の所得は全額損金控除可能）。繰越欠損金の損金算入割合をさらに引き下げることや，繰越期間を延長することについてどう考えるかをたずねた。「企業は継続することが前提であるので，繰越欠損金は所得の金額と通算されるべき」と答えた会員が52.9％と半数を超えた。法人税における欠損金の繰越控除制度は，課税負担を平準化し，経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であると考える会員が多い。

問34　減価償却制度の見直し

機械装置の減価償却方法は，定額法と200％定率法の選択適用が認められているが，法人実効税率の引き下げの財源確保として，課税ベースの拡大の一環として，減価償却制度の見直しを行うことが国際的な動きとなっている。そこで，200％定率法を廃止し，定額法にするという考えについてどのように考えるかをたずねた。「機械装置は，技術進歩の進展に合わせて，早期に費用を回収し，さらなる設備投資等をしていくことが重要であり，現在の200％定率法は継続すべき」と答えた会員が37.6％と最多であるが，「機械装置を耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することは合理的な方法であり，法人税率の引き下げの財源確保として，やむを得ない」とする会員も33.9％にのぼった。このように，法人実効税率引き下げ財源としての減価償却のあり方については会員の間で考え方が大きく分かれている。

問35　中小法人税制の見直し

資本金が１億円以下のいわゆる中小法人については，一律に15％の軽減税率（800万円以下の所得に対して）の適用があるほか，多くの優遇措置が講じられている。こうした中小法人に対する措置についての考えをたずねたところ，「高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることは見直すべき」が50.8％，「中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見なおすべき」が37.6％と続いた。

このように，優遇措置を受ける中小企業者の範囲等，中小法人に関しては何らかの見直しが必要とする会員が多い。

問36　法人事業税・固定資産税の損金不算入

法人事業税や固定資産税は，所得から納付する法人税や法人住民税と異なり，事業に直接関連する税として費用性があることから，その税の性質上損金算入されているが，地方財源を安定的に確保する観点やドイツでの営業税（地方税）の損金不算入の例から，地方税の損金算入の見直しの議論がある。この点に関してたずねたところ，「法人事業税や固定資産税は，事業に直接関係する税の性格上損金算入となっているものであり，これらを損金不算入とすることは，法人税の実効税率引き下げを否定することになるので，反対」とする会員が63.5％に達した。税の性格や課税根拠に反する財源対策に関して否定的な見解を持つ会員が多い。

問37　研究開発支援税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要である。世界的には，研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いているが，アベノミクスにおいても，民間の潜在力を最大限発揮させ，民間投資の喚起を図ることによって，「強い経済」，「成長による富の創出」を実現するため，研究開発の促進，イノベーションの基盤強化が重要な政策となっている。そこで，研究開発支援税制についてどのように考えているかをたずねたところ，「研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので，短期の時限措置ではなく，本則化し恒久的な税制とすべき」と答えた会員が41.8％と最多であり，「研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり，継続すべき」が40.2％と続いた。さらに，「研究開発支援税制は，我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため，「成長の富の創出」のために積極的に拡充すべき」も29.1％と，多くの会員が研究開発支援税制の必要性を主張している。一方，「法人実効税率を引き下げることが重要であり，その財源確保策として，研究開発支援税制の特別な措置期間が経過すれば，初期の目的を終えたことから，廃止すべき」は9.5％，「研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべき」は5.8％にすぎなかった。このように，大多数の会員が研究開発投資の重要性と，投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。このことは，少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において，経済の持続的な成長力を強化するためには，生産性を向上させることが不可欠であり，したがって，イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

問38　地方創生・地方拠点強化税制

東京一極集中が進む中，地方経済の衰退を食い止めるために地方創生がアベノミクスの柱の一つとなっている。その政策の一環として，平成27年度税制改正により，地方創生・地方拠点強化のため，地方にある企業の本社機能等を強化する支援措置（拡充型），また東京23区から地方への移転の場合には拡充型より厚い支援措置（移転型）が導入された。地方創生・地方拠点強化税制についてたずねたところ，「地方分散効果はケースバイケース」と答えた会員が48.7％と最多であり，「地方分散効果は大きい」と答えた会員は10.1％にすぎなかった。この結果は，地方創生のためには税制上の措置に加えて，総合的な対策を講じることの必要性を示している。

⑵　法人関連税制

問39　法人関連税制における改正

法人税については，近年，組織再編税制の創設，連結納税制度の創設，研究開発投資減税，会社法に対応した税制の整備，減価償却制度の

見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし，グローバル化の急速な進展に対応していくためには，国際課税の分野を含め，解決すべき課題も残されている。そこで，税率以外の見直すべき課題について最も重要なものは何かを複数回答でたずねたところ，「外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）」が42.9%と最多であり，「移転価格税制」の40.2%，「受取配当の益金不算入割合」の33.3%，「欠損金の繰越・繰戻」の33.3%と続いた。「欠損金の使用制限」が32.8%となっているが，この結果は，大企業を対象とした欠損金の繰越控除限度額が引き下げられてきたことが背景にあると考えられる。二重課税の回避の必要性や，企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたと言える。

問40　連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止された。しかし現在もなお連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。そこで，連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答でたずねたところ，「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」が60.3%，「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止」が51.9%と，半数を超える会員が改正すべきと答えた。また，「法人事業税，法人住民税への導入」も37.0%と高い回答率であった。企業は経営形態の変更など環境変化への対応策を懸命に模索しているところであり，連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

⑶　企業会計と法人税法との乖離

問41　企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされているが，乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「収益認識基準」が40.2%，「有形固定資産」が同じく40.2%と最多であり，「資産の減損」の33.9%，「引当金，偶発債務，偶発資産」の31.7%が続いた。

問42　確定決算主義

確定決算基準は，課税の簡便性と便宜性を確保するとともに，確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性，客観性を担保し，課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか，確定決算主義については，「実務的に対応が困難な点については，損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべき」と答えた会員が51.3%と最多であった。次いで，「所得計算の妥当性を確保する等の観点から，確定決算主義は維持すべき」の31.2%であり，「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は13.2%と少数であった。以上の結果は，確定決算基準を維持するか廃止するかではなく，確定決算基準という原則の下で実情にどう適応させていくかという，程度の問題として捉えていくことの必要性を示している。

⑷　税制の予測可能性

問43　租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり，活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで，租税制度の実務上の取り扱いにおいて，特に，不透明であったり，予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ，67.2%の会員が「移転価格税制」と答えた。以下，「タックスヘイブン税制」の33.3%，「国際的な組織再編税制」の28.0%，「恒久的施設」の27.5%が続いた。企業活動がグローバル化している今日，活動を円滑に進めるためにも，とくに予測

可能性が重要となるのは，国際課税関係であることを結果は示している。

3　国際課税

問44　租税条約

近年，租税条約について，多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しているが，さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため，租税条約の締結，改正の一層の促進」と答えた会員が57.1％と最多であり，「アジア地域の投資促進のため，アジア諸国との源泉税の免除等の促進」の47.6％，「投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結，改正の一層促進」の41.3％が続いた。経済のグローバル化が進展する中，経済交流が一層拡大するように環境整備を図ることが重要であり，そのためにも租税条約について改定することを会員は求めている。

問45　移転価格税制

BEPS（税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting））プロジェクトにおいては，移転価格税制の原則について広範囲な見直しが検討されているところであるが，現行の移転価格税制について改正すべき項目はどれかをたずねた。「価格算定文書の明確化について，企業の負荷が軽減されるように，効果的な資料の公表」が51.9％，「相互協議の円滑な推進」が43.9％，「経済実態を踏まえたガイドライン等の充実」が42.9％に達した。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。

問46　移転価格税制（国別報告書について）

BEPS 行動計画13に関する勧告に基づき，国別報告者の作成が納税者に義務付けられる見通しであるが，国内法制化についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。71.4％の会員が「行政当局及び納税者の事務負担の軽減に配慮」と答えた。その他，「法制化実施前に，納税者へのさらなるヒアリングと要望の聞き取りをし実態に即した制度とすること」の47.6％，「事務運営指針，ガイドライン等の早期公開と説明会の実施」の45.5％と続いた。

問47　外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）は，平成22年度税制改正で大幅に改正されたが，現在，BEPS プロジェクトにおいて外国子会社合算税制の原則について広範囲な見直しが検討されているところである。今後更に改正すべき項目はどれかをたずねたところ，会員の半数（58.2％）が「軽課国の判定基準を20％未満からさらに引き下げるべき」と答えた。世界的に法人税の実効税率が低下している中で，判定基準を引き下げる必要性を会員は感じている。また，「外国関係会社の所得に課される税の負担が20％未満であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため，軽課国を直接指定する制度を設けるべき」と答えた会員が47.1％，「現行では，外国子会社の利益のみを合算しているが，損失についても通算を認めるべき」も38.1％にのぼった。日本企業の海外における M&A の積極的展開や各国税制度が大きく変化する中で，外国子会社合算税制の不断の見直しが必要である。

問48　帰属主義に関する意見・要望

平成26年度税制改正において帰属主義が導入されたが，申告手続きにおける意見・要望をたずねた。「管理費等の配賦計算について，具体的なケースに基づいたガイドライン，事務運営指針等の作成」と答えた会員が約半数の50.8％，「PE との内部取引は独立企業原則が適用されるが，当該 PE のリスク負担が少ない場合等には手続面での負担軽減措置」が43.4％，「外国

税額控除を実施するにあたり，申告書の記入方法等具体的な説明」が40.7％であった。

問49　税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）

多国籍企業が，各国の税制や租税条約を組み合わせることによってグローバルな租税負担を抑制している事例が見られ，各国の税源が浸食と潜在的な利益移転が図られていることが深刻な問題としてＧ８，G20でも主題の１つになっている。そのため，OECD租税委員会が中心となって「税源浸食と利益移転行動計画」（BEPS行動計画）を公表し，2015年12月までに，新たな国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとされている。しかし一方で，合法的な行為を過度に規制することは，企業の経済行為を阻害する要因になるという懸念もある。この問題に関して，どのように考えるかを複数回答でたずねた。「租税回避を誘発しているのは，有害な租税競争であり，各国の主権にかかわる問題であるので，OECDのような国際機関における協議を通じて，国際的なルールを目指すべき」と答えた会員が53.4％と最多であるが，「国際課税原則の新たな導入により，納税者や行政当局に過度な事務負担や費用負担を負わせないように十分に配慮した制度とすべき」も52.4％，「国際課税については，不明確，不透明な分野が多いことから，日本企業が国際的な経済活動に活発に取り組めるように，国際課税制度について，予測可能で法的安定性のある制度にすべき」も51.9％と，半数以上の会員がその重要性を指摘している。以上の結果は，国際的なルール作りと，運用の簡素・簡略化が課題であることを示している。

問50　BEPS行動計画と日本への影響

OECD租税委員会では，BEPS行動計画として，15項目について，国際課税原則の見直しの検討がなされている。これらの行動計画のような新たな国際的なルールが策定され，国内法の改正，租税条約の改定等が進展するとき，日本企業に大きな影響を及ぼす行動計画は何かをたずねた。「移転価格関連の文書化の再検討」の61.9％が最多であり，「移転価格税制（１無形資産）」の43.9％，「外国子会社合算税制の強化」の35.4％，「電子商取引課税」の32.3％が続いた。

問51　BEPS関連して国内法制化が予想される項目への意見・要望

今後，2015年９月及び12月において，OECDより第二弾，第三弾の勧告が公表される予定である。そこで，今後なされる国内法制化に対しての意見・要望をたずねたところ，「事務負担軽減の見地から，納税者の負担をできるだけ軽減する措置」と答えた会員が83.6％に上り，「施行時期にあたっては，納税者が対処できるよう十分な準備期間の設定」の63.5％がそれに次いだ。

問52　BEPSに対する意見他

（略）

4　個人所得税

(1)　税収調達機能と所得再配分機能

問53　個人所得税と税収調達機能

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで，所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ，「現状で妥当である」が38.1％と最多であり，「増税」あるいは「減税」が必要と答えた会員は少なかった。個人所得税は消費税と並ぶ基幹税であるが，今後の税制としては現状が妥当とする傾向が見られる。しかし，現状維持と答えた会員も半数に満たず，個人所得課税については今後さらに検討を重ねるべきであると言える。そこで，以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

問54　税率構造と適用ブラケット

平成25年度税制改正において，課税所得4,000万円超について45％の税率が創設されたところであるが，過去の税制改正における最高税率の引き下げや税率のフラット化等によって，所得税の税収感応度や所得再分配機能は弱まっていると言われている。そこで，税率構造と適用ブラケットのあり方について複数回答でたずねたところ，「納税者の約８割が税率10％以下のブラケットとなっているため，ここに属する納税者の割合を縮小すべき」と答えた会員が39.2％と最多であった。「税率構造等の現行制度は維持すべき」が21.2％，また，現行の最高税率（45％）を「50％まで引き上げるべき」が20.6％，「ブラケットごとの税率の刻みを小さくすべき」が16.9％であった。会員の多くが税率構造とブラケットの見直しが必要と考えているものの，税率構造とブラケットは所得の再分配という価値判断に関わる部分に関係するものであることから，そのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

⑵　所得控除，税額控除等

問55　給与所得控除のあり方

給与所得控除は，「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが，長年にわたってそのあり方が議論されてきた。平成23年度税制改正では，格差是正，所得再分配機能の回復の観点から，過大となっている控除を適正化するため，①給与所得控除の上限設定，②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し，③特定支出控除の見直しがなされた。こうした中，給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ，「実態に合わせた概算控除額を設定すべき」が29.1％と最多であり，「給与所得控除の上限設定（平成29年以後年収1000万円超220万円）の水準でよい」の25.4％，「高額な収入のある役員給与については，金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には，給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべき」の24.9％が続いた。給与所得控除のあり方については会員間で方向性は定まっていない。

問56　控除のあり方

現行税制においては，婚姻，育児，老齢等の生活の局面に応じ，各種の控除が設けられている。政府においては，夫婦共働き子育てをする世帯にとっても，働き方に中立的で，安心して子育てできる社会の実現を目指すとして，個人所得税の見直しをすることとされ，当面は配偶者控除のあり方に視点が当たっているが，税率と並んで税収調達機能や再分配機能に大きく影響する控除のあり方について複数回答でたずねた。「配偶者控除については，配偶者の就労の中立性阻害，夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ，廃止を含めて見直しを行うべき」が30.2％と最多であり，「配偶者控除は現行制度を維持すべき」の16.9％を上回った。昨年は「現行の制度を維持すべき」（23.7％）が「廃止を含めて見直しを行うべき」（21.6％）を上回っていたが，逆転した形になっている。「子育て支援の観点からは，現行の扶養控除は，所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」の28.0％がそれに次いだ。子育て支援に関しては児童手当，保育サービスなどの支出面での対応もあるが，税制面での取り組みについても関心が高いことをうかがわせる。「特定扶養控除，老人扶養控除等様々な割増，加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については，極力簡素化し，基本的には，家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべき」と答えた会員は23.3％であった。このように，所得税における控除のあり方については，いずれも圧倒的多数の会員が支持する改革案はない。しかし，租税理論上公平な所得税制を構築するためにも，控除のあり方について十分な議論と国民のコンセンサスを得ることが求められる。

問57　公的年金等控除

平成17年分所得から，公的年金控除の縮小，老年者控除の廃止が行われたものの，年金については拠出面では社会保険料控除によって，給付面では公的年金等控除によって，拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどう考えるかを複数回答でたずねたところ，「多額の資産を有する高齢者については，公的年金等控除の削減や上限を設けるべき」と答えた会員が68.8％と多数であった。超高齢社会にあって年金生活者が急増するわが国においては，年金生活者として一括りにするのではなく，担税力や資産保有の大小など，きめ細かな対応を行うことによって所得税における公平性を確保することの必要性を会員は感じている。

⑶　年末調整

問58　年末調整のあり方

納税者意識の向上や公平性の観点からは，現行では給与所得控除として算定されている必要経費を実額控除するとともに，申告納税制度を導入する方が望ましいとする考えがある。そこで給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め現行制度は維持すべき」と答えた会員が58.2％と半数を超え，「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の23.8％を大きく上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも，利便性を重視した結果と言えよう。

⑷　金融所得課税の一元化

問59　総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱では「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが，金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み，可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。また，平成25年度税制改正では金融所得課税の一元化が拡充され，公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となった（平成28年１月１日から適用）。そこで，金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ，「資本の国際流動性を確保し，我が国金融・資本市場の競争力を強化し，経済の活性化を図るためには，金融所得課税の一元化を促進すべき」と答えた会員が49.2％と，「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく，金融所得課税の一元化は反対」の18.0％を大きく上回った。しかし，「一元化を推進すべきだが，一定割合の株式保有者や一定以上の株式取引者等の特定の富裕な所得者については総合課税を行うべき」と答えた会員が26.5％にのぼった。以上の結果は，金融・資本市場の国際競争力の強化によって，資本の国際流動性を確保し，日本経済の活性化を図るためには，金融所得課税の一元化をさらに着実に促進する必要があるものの，その多くが金融所得によって引き起こされる所得格差は望ましくなく，是正の必要があるとする会員の考えを表している。

問60　NISA について

平成25年度税制改正において日本版 ISA が創設され，平成28年分以降年間120万円，最大600万円を上限に非課税限度額が引き上げられた。また，20歳未満の若年層へのジュニア NISA も創設された。金融商品に関する非課税制度について，どのように考えるかをたずねた。「新制度が拡充，創設されてばかりであるので，現状とおり」が38.6％と最多であり，「経済成長に必要な資金を供給する必要があることから，期間，金融商品の規模ともに拡大すべき」の31.0％がそれに続いた。会員の大部分が金融商品に関する非課税制度を評価している。

問61　株式配当及び株式譲渡益課税

法人所得課税は，個人所得課税の前払いの性格を有することから，法人税率を引き下げる場

合には，個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について，その負担割合（源泉所得税20％適用）を引き上げるべきとの意見がある。この考え方についてたずねたところ，「金融所得課税一元化の考え方に反しており，また，金融市場の活性化に悪影響を及ぼす。さらに金融商品に対する過大な税負担は，資金が海外流出するおそれがあるので反対」と答えた会員が約半数の52.4％にのぼった。また，「大企業を中心とした法人は株主とは独立しており，法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない」も28.6％であり，多数の会員が引き上げには反対している。

⑸　富・所得の格差

問62　富・所得の格差について

所得税は所得再分配機能を持つが，累次の減税でその機能は弱まっているとも言われている。再分配政策に関しては国民の価値判断に依存する部分が大きいことから，会員が富や所得格差についてどのように考えているかをたずねた。「日本においても低成長下，富を持つものがより豊かになり，一方非正規雇用者，母子家庭，高齢者の増加による低所得者階層が増加してきており，格差は大きくなってきている」と答えた会員が57.1％にのぼった。

問63　富・所得の格差の是正

我が国の所得格差は拡大傾向にあり，前問のように会員もそのようにとらえている。しかし我が国では社会保障制度や税制等による所得再分配効果が大きく，所得再分配後の所得格差は長期間にわたって縮小してきている。このような実態を提示した上で，社会保障制度や税制等による所得再分配政策のあり方をたずねた。「再分配後の所得格差は長期間にわたって大きな変化はないことから，現状の所得再分配政策を継続すべき」と答えた会員が41.8％と最多であり，「富・所得の格差は大きいことから，社会保障制度や税制等の再分配政策を強化すべき」の19.0％を大きく上回った。

5　地方税

⑴　地方税の在り方

問64　地方税負担のあり方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況ある。こうしたなか，地方税についても充実・強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ，「地方税の充実・強化は税源移譲によって行うべき」と答えた会員が57.1％と半数を超え，「地方税を増税すべき」は4.2％にすぎなかった。また，「地方税負担は増やすべきでなく，他の財政支出の削減で対応すべき」が28.6％にのぼった。安易な地方税の増税は避けるべきであり，国と地方の税源配分の見直しと，地方行政改革を会員は求めている。

問65　地方税と国税（地方法人２税と地方消費税の税源交換）

地方法人二税の税収は，偏在度が高く地域間の財政力格差を生じさせていることから，平成20年度税制改正により，消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として，法人事業税の一部が分離され地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。さらに平成26年度税制改正で，法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに，引下げ分に相当する地方法人税（国税）が創設され，その税収全額を地方交付税原資とすることとされた。また，消費税率10％段階においては，法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに，地方法人特別税・譲与税の廃止，現行制度の意義や効果を踏まえた他の偏在是正措置など，幅広く検討を行うこととされている。こうしたなか，地域間の地方税収格差を是正する方法として，「消費税の税率引き上げを前提として，地方法人二税を国税に移管し，その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意

見が出てきている。この点についてたずねたところ，「どちらとも言えない」が47.1％と最多であり，「賛成である」が34.9％と続いた。「反対」は11.1％にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など，今後さらに検討を加えていく必要がある。

問66　地方税のあり方

地方税のあり方としてその他に賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ，「法人住民税，法人事業税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の税目が多いため，整理統合を行うべき」が67.7％と多数であった。地方税は多くの税目で構成されており，簡素性という点からの見直しも必要であろう。「地方税は，受益と負担の連動を確保するため，応益原則をさらに徹底すべき」の36.0％，「法人住民税，法人事業税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の法人負担は応益負担としては，高い水準にあるので見直すべき」の32.3％が続いた。わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく，標準税率を上回って課税する超過課税も法人対象に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから，応益原則を強化すべきと考える会員が多く，個人と企業の負担配分についても，再検討する必要があることを調査結果は示している。

⑵　個人住民税

問67　個人住民税

個人住民税については，税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格を強めることになったが，今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答でたずねた。「応益原則の強化から，均等割（市町村民税：年３千円，道府県民税：年１千円）については，引き上げるべき」が41.8％，「所得発生と税負担の各時点を近づけるため，現年課税に変更すべき」が38.6％であった。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから，地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

⑶　法人住民税・法人事業税等

問68　法人住民税・法人事業税等

法人住民税，法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ，「全国に支店・営業所を有する法人にとっては，所在地の各県・市町村に法人住民税，法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので，全国一括申告センターのような組織を作る等，申告・納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が70.4％と最多であり，「外形標準課税は，所得割，付加価値割，資本割が併用される等仕組みが複雑であるので，簡素化すべき」の54.0％がこれに次いだ。地方分権改革において地方の充実や課税自主権の強化は重要だとしても，納税環境や税の基本原則の一つである簡素性に照らして検討を行う必要性を調査結果は示している。

問69　事業税における外形標準課税

地方税における法人課税の見直しが法人税改革の重要な柱となっているが，現在資本金１億円超の大企業が対象となっている外形標準課税の対象を１億円以下の企業にまで対象を拡大することについてたずねた。「地方法人課税は法人に偏った負担となっているので，地方法人課税の抜本的な改革の中で行うべきであり，外形標準課税のみその対象を拡大することには，慎重であるべき」と答えた会員が46.0％と最多であったが，「応益課税の観点から，資本金１億円以下の企業にも外形標準課税を拡大すべき」も41.3％にのぼった。ただ，「外形標準課税のみその対象を拡大することには，慎重であるべき」とする会員も，地方法人課税全体の改革の中で外形標準課税改革をとらえるべきだと考えている可能性があり，外形標準課税の対象の拡大に反対しているとは言えない。いずれにせよ，法人事業税を含めた地方法人課税については抜

本的改革が必要という認識は共通している。

⑷　固定資産税

問70　固定資産税

固定資産税のあり方をどのように考えるかを複数回答でたずねたところ，「償却資産に対する固定資産税は，諸外国でも例外的であるため，廃止すべき」が64.0％に達した。また，「償却資産の減価償却は，法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」と答えた会員も46.0％にのぼった。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの，償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であり，課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。

6　その他の税制等

⑴　環境関連税制

問71　地球温暖化対策のための税

平成24年度税制改正において，エネルギー起源 CO_2 排出抑制を図るため，全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭に CO_2 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設され，税率が段階的に引き上げられる（平成26年４月，平成28年４月）。一方，税制改革法第７条の規定に基づき，森林吸収源対策及び地方地球温暖化対策に関する財源確保について検討されることとなっている。こうした状況下，今後の地球温暖化対策税制をどのように考えるかをたずねた。「環境税や石油石炭税の増税などは，国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから，その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要」とする会員が38.1％，「地球温暖化防止は，全世界が取り組むべき課題であり，環境，省エネ技術を持つ日本はこのような税制のグリーン化を推進することにより持続可能な低炭素社会の実現を目指すべき」の30.2％がそれに次いだ。「日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成しているにも関わらず，さらに地球温暖化対策税を導入することは，日本の国際競争力低下，海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから，課税の廃止を含め抜本的に見直すべき」も19.6％と，地球温暖化対策税の創設には否定的な会員が多数であった。一方，「地球温暖化対策税は賛成」とする会員は6.9％にすぎない。国民の十分な理解が得られないままに，特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要するとともに，環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

問72　車体課税

車体課税については，平成27年度税制改正大綱において，以下の方向で検討し，28年度改正で結論を得るとされている。⑴自動車取得税は，消費税率10％への引き上げ時に廃止し，他の車体課税と併せて措置する。⑵自動車税は，消費税10％段階において自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能別）を，自動車税の取得時の課税として実施する。⑶軽自動車税は，平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を大幅に引き上げる（26年度税制改正で改正）。⑷自動車重量税は，エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに，道路等の維持管理，更新や防災，減災等の推進に関連して原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえて見直す。そこで，今後の自動車重量税についての考えをたずねたところ，「自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており，過大な負担を負っているため，国際的な負担水準に軽減すべき」と答えた会員が41.8％と最多であり，「自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているので，廃止すべき」も27.5％にのぼった。このように自動車重量税については廃止，負担の適正化を求める会員が多いが，「自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担，受益者負担を明確化し，目的税化すべき」も

22.2%にのぼった。車体課税に関する会員の意見は分かれていると言えよう。

⑵　印紙税等

問73　印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても，インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず，印紙税の課税対象とはならない。このため，「課税対象の見直しを行うべき」とする会員が23.8%であったが，「さらに進んで廃止を検討すべき」が68.3%と多数を占めた。インターネット販売が拡大する中で課税上のアンバランスはますます大きくなっており，課税の公平上，問題であることから印紙税全体について廃止を検討する必要があることを調査結果は示している。

Ⅲ　税に関する意識及び納税環境の整備

（略）

問74　コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス

企業は内部統制の整備などコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいるが，税務コンプライアンスの向上を図ることも重要な課題となってきている。一方，行政当局においては，税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められる大法人については，事前の信頼関係を構築した上で，調査の間隔を延長するなど税務コンプライアンスの維持・向上策に取り組んでいるところである。このような状況において，これからの税務コンプライアンスについてどのように考えるかをたずねた。「税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組み（指揮・監督等）に対するトップマネジメントの適切な関与は，社内組織体制として当然必要であり，内部統制が適切であれば税務調査に対する企業の負担を軽減すべき」と答えた会員が63.5%と半数を超えた。その他にも，「税務コンプライアンスは，企業として遵守すべき事項であり，企業理念や行動規範等として組み入れることが望ましい」が41.3%，「行政当局は，企業が取り組むコーポレートガバナンスや税務コンプライアンスへの取り組みを尊重して，それに基づいて調査の必要量を決定すべき」が40.2%，「行政当局は，より調査必要度の高い法人へ行政庁の人員と時間を集中させることができ，税務行政の効率化を進めることができるため，望ましい方針」と答えた会員も33.3%にのぼった。

問75　移転価格税制と税務コンプライアンス

移転価格税制において紛争が発生した場合，その影響規模が大きく，かつ，解決に長時間を要するため，企業や課税当局の負担が重く，また，経済活動の国際的展開に支障をきたす可能性がある。このため，紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となるとともに，行政当局においても予防的対応が求められている。そこで，移転価格税制における税務コンプライアンスについてどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ，企業側においては，「税務リスクを軽減するため，移転価格税制に関する認識，取組，根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとすることが重要」，「海外の子会社を含め，関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要」，「移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対するトップマネジメントの適切な関与は，社内組織体制として必要」との回答を得た。また行政当局に関しては，多くの会員が「企業からの相談に対応した体制を整備すべき」，「移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等を提供すべき」と答えた。国際課税に関しては国際協議の業務が山積しており，そのた

めの多大の労力，知見が必要とされることから，企画立案部局の要員を増員することも必要となろう。

問76　マイナンバー制度について

マイナンバー法が10月５日施行になり，平成28年１月から行政機関や地方公共団体が，税，社会保障，災害対策の３分野で利用を開始する。マイナンバー制度についてたずねところ，「マイナンバー制度を企業内に整備するための準備とシステム開発等に時間とコストがかかる」ことを指摘した会員が半数近くの48.7%，「マイナンバー制度の仕組みや手続きが広範囲に及び煩雑であるので，情報提供と相談体制を充実する必要」と指摘した会員が37.6%であった。マイナンバー制度は大きな制度創設であることから，納税者に過度な負担がかからないようにするとともに，制度定着までの間，広報，相談などが重要であることを調査結果は示している。また，「セキュリティの徹底した管理が必要で，国民が安心できるようなセキュリティの安全管理体制を公表すべき」と答えた会員も46.6%であった。

問77　税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について該当するものを複数回答でたずねた。「制度が複雑化し，事務負荷，費用の増大等となっている」と答えた会員が78.3%に達した。望ましい税制の構築において簡素性への配慮も重要であることを示している。「グローバル化が進展する中で，移転価格課税での更正や事前協議が増加する等，予見可能性が不十分であり，時代の変化に税制等の整備が遅れている」(46.0%)，「国民に税金（含む社会保障負担），歳出に関する知識，情報が正確に伝わっていない」(34.4%）と指摘する会員が多い。また，「クロヨンが存在し，サラリーマン世帯の不公平感につながっている」と感じている会員も32.3%にのぼった。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在，ソフト・インフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させるとともに，税金に関して国民の理解を得るためには，公平性の確保と租税に関する情報を的確かつわかりやすく国民に伝える必要があることを調査結果は示している。

問77　納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても，適正な執行がともなわなければ不十分であり，そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで，どのような環境整備が必要かをたずねたところ，第１位は「地方税申告・納付の簡素化」と答えた会員が47.1%と半数近くに達した。第２位も地方税に関連するものであり，「徴税効率を上げるため，地方公共団体間での共同化，国税庁と地方の連携が必要」の46.6%であった。地方分権の推進によって自治体の課税自主権を強化することが重要だとしても，納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。とくに国と地方の徴税協力は，効率性の向上のみならず適正かつ公平な徴税の執行とともに，納税者にとっての利便性の向上にも資するものである。

Ⅳ　当協会へのご要望等

（略）

税制に関する意見（アンケート）調査

	維持(法人)会員			租研役員・評議員			通常(個人)会員			全体		
	送付数	344		送付数	98		送付数	482		送付数	924	
	回収数	111		回収数	53		回収数	36		回収数	200	
	回収率	32.3%		回収率	54.0%		回収率	7.5%		回収率	21.7%	
Ⅰ．財政及び税制全般												
１．経済及び財政政策全般												
⑴　全般												
【問１】日本が抱える政策課題 我が国は多くの構造的な問題を抱えていますが，下記のうち，優先的に取り組むべき政策課題を３つお選びください。（複数回答可）												
イ）大震災からの復旧・復興	㈠	20	18.3%	㈠	12	25.0%	㈠	5	15.6%	㈠	37	19.6%
ロ）資源・エネルギー政策	㈡	41	37.6%	㈡	20	41.7%	㈡	8	25.0%	㈡	69	36.5%
ハ）社会資本整備の充実･強化(国土強靭化対策)	㈢	9	8.3%	㈢	5	10.4%	㈢	3	9.4%	㈢	17	9.0%
ニ）経済対策（デフレ対策）	㈣	21	19.3%	㈣	11	22.9%	㈣	8	25.0%	㈣	40	21.2%
ホ）中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）	㈤	66	60.6%	㈤	33	68.8%	㈤	12	37.5%	㈤	111	58.7%
ヘ）財政の健全化	㈥	73	67.0%	㈥	35	72.9%	㈥	27	84.4%	㈥	135	71.4%
ト）規制改革（含む行政改革）	㈦	20	18.3%	㈦	10	20.8%	㈦	4	12.5%	㈦	34	18.0%
チ）経済貿易連携の推進（TPP 等）	㈧	13	11.9%	㈧	7	14.6%	㈧	2	6.3%	㈧	22	11.6%
リ）新たな税制抜本的改革	㈨	24	22.0%	㈨	14	29.2%	㈨	7	21.9%	㈨	45	23.8%
ヌ）持続性のある社会保障の構築	㈩	38	34.9%	㈩	14	29.2%	㈩	10	31.3%	㈩	62	32.8%
ル）少子化対策	㈫	29	26.6%	㈫	8	16.7%	㈫	10	31.3%	㈫	47	24.9%
ヲ）まち・ひと・しごと創生（地方創生）	㈬	10	9.2%	㈬	4	8.3%	㈬	2	6.3%	㈬	16	8.5%
ワ）地球温暖化対策	㈭	3	2.8%	㈭	0	0.0%	㈭	3	9.4%	㈭	6	3.2%
カ）その他（具体的にご記入ください）	㈮	2	1.8%	㈮	0	0.0%	㈮	0	0.0%	㈮	2	1.1%
⑵　経済及び財政政策 安倍政権は，安倍総理の強いリーダーシップの下，アベノミクスという経済政策により，デフレ脱却し，経済再生と財政健全化を同時に達成し，日本経済を強い成長軌道に乗せる政策をとっています。このアベノミクスについてお尋ねします。												
【問２】アベノミクスの経済に与える効果 アベノミクスの経済に与える効果についてどのようにお考えになりますか。												
イ）アベノミクスは成功し，自律的な経済成長と望ましいインフレをもたらす。	㈠	14	12.8%	㈠	7	14.6%	㈠	0	0.0%	㈠	21	11.1%
ロ）日本経済はデフレからは脱却するが，依然として低成長が継続する。	㈡	35	32.1%	㈡	14	29.2%	㈡	12	37.5%	㈡	61	32.3%
ハ）アベノミクスは部分的な効果にとどまり，デフレからは抜け出せない。	㈢	7	6.4%	㈢	0	0.0%	㈢	3	9.4%	㈢	10	5.3%
ニ）日本経済はインフレと経済停滞に陥る。	㈣	2	1.8%	㈣	0	0.0%	㈣	3	9.4%	㈣	5	2.6%
ホ）現状では判断できない。	㈤	44	40.4%	㈤	23	47.9%	㈤	9	28.1%	㈤	76	40.2%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	㈥	3	2.8%	㈥	2	4.2%	㈥	1	3.1%	㈥	6	3.2%
【問３】新たな成長戦略 安倍政権における第３の矢である新たな成長戦略として「日本再興戦略」が策定され２年が経過し，本年６月には再改定されており，アベノミクス第２ステージとして，「未来投資による生産性革命の実現」と「ローカルアベノミクスの推進」を両輪として，日本を成長軌道に乗せ，世界をリードする国になることとされています。この戦												

略に掲げられている政策のうち，優先的に取り上げるべき課題を３つお選びください。												
イ）緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進，民間投資活性化，事業再編促進等）	(イ)	45	41.3%	(イ)	18	37.5%	(イ)	10	31.3%	(イ)	73	38.6%
ロ）雇用制度改革，人材力の強化（女性活躍政策，人材育成，雇用確保）	(ロ)	37	33.9%	(ロ)	14	29.2%	(ロ)	12	37.5%	(ロ)	63	33.3%
ハ）大学改革・科学技術イノベーション促進政策（世界最高の知財立国）	(ハ)	27	24.8%	(ハ)	13	27.1%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	47	24.9%
ニ）世界最高水準のIT社会の実現（規制改革，サイバーセキュリティ対策，マイナンバー制度の活用，IT化促進，ITインフラ整備等）	(ニ)	17	15.6%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	10	31.3%	(ニ)	34	18.0%
ホ）立地競争力の更なる強化（法人税改革，国家戦略特区，PPI・PFI，産業インフラの整備，金融・資本市場の活性化，省資源エネルギー制約の克服等）	(ホ)	57	52.3%	(ホ)	30	62.5%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	92	48.7%
ヘ）地域活性化・中小企業・小規模事業者の革新（新陳代謝の促進，「稼ぐ力」の確立等）	(ヘ)	13	11.9%	(ヘ)	3	6.3%	(ヘ)	8	25.0%	(ヘ)	24	12.7%
ト）国民の「健康寿命」の延伸政策（予防サービス，医療関連産業の活性化，先端医療促進策等）	(ト)	7	6.4%	(ト)	4	8.3%	(ト)	4	12.5%	(ト)	15	7.9%
チ）クリーン・経済的エネルギー需給の実現	(チ)	21	19.3%	(チ)	7	14.6%	(チ)	4	12.5%	(チ)	32	16.9%
リ）安全・便利で経済的な次世代インフラの構築	(リ)	15	13.8%	(リ)	7	14.6%	(リ)	0	0.0%	(リ)	22	11.6%
ヌ）地域資源で稼ぐ地域社会の実現（農業活性化政策，観光立国と訪日外国人旅行客の飛躍的拡大等）	(ヌ)	15	13.8%	(ヌ)	5	10.4%	(ヌ)	8	25.0%	(ヌ)	28	14.8%
ル）戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進（TPPの促進等）	(ル)	27	24.8%	(ル)	12	25.0%	(ル)	5	15.6%	(ル)	44	23.3%
ヲ）海外市場獲得のための戦略的取組（インフラ輸出，資源確保，クールジャパン促進策等）	(ヲ)	19	17.4%	(ヲ)	10	20.8%	(ヲ)	6	18.8%	(ヲ)	35	18.5%
ワ）成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備（対内投資促進等）	(ワ)	11	10.1%	(ワ)	5	10.4%	(ワ)	8	25.0%	(ワ)	24	12.7%
カ）その他（具体的にご記入ください）	(カ)	1	0.9%	(カ)	1	2.1%	(カ)	1	3.1%	(カ)	3	1.6%
【問４】財政赤字と財政健全化目標												
「経済財政再生計画」では，2020年度に国と地方の基礎的財政収支（PB赤字）を黒字化実現に向け，16～18年度までの３年間を「集中改革期間」と位置づけ，2018年度のPB赤字の対GDP比マイナス１％程度を目安とし，その間消費税率の10％引上げと歳出改革を中心とした改革を進めることとされています。財政健全化の進め方について，どのように考えますか。（複数回答可）												
イ）2018年までの集中改革期間を設け，消費税率の10％引上げと歳出改革を中心とした改革を進め，対GDP比マイナス１％の赤字幅に圧縮する今回の計画を評価する。	(イ)	38	34.9%	(イ)	21	43.8%	(イ)	11	34.4%	(イ)	70	37.0%
ロ）経済再生なくして財政健全化はない，まずは経済成長を最優先し，その大幅な税収増を活用して，2020年度財政健全化を図るべきである。	(ロ)	34	31.2%	(ロ)	16	33.3%	(ロ)	8	25.0%	(ロ)	58	30.7%
ハ）歳入政策として消費税率の10％への引上げ以外の国民負担増を抑制するのであれば，高経済成長による自然増収に依存すること	(ハ)	40	36.7%	(ハ)	16	33.3%	(ハ)	16	50.0%	(ハ)	72	38.1%

なく，思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を図り，2020年度財政健全化を図るべきである。												
ニ）財政健全化のために，歳出の思い切った重点化・効率化・適正化は，弱者に対する切り捨てとなるので反対である。消費税率の追加再引き上げなどの歳入確保策で対応すべきである。	㈡	2	1.8%	㈡	2	4.2%	㈡	4	12.5%	㈡	8	4.2%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	㈬	3	2.8%	㈬	3	6.3%	㈬	0	0.0%	㈬	6	3.2%
【問５】 「経済財政再生計画」では，前提となる経済成長は，中長期的に名目３％以上，実質２％以上の成長率（2016～2023年度平均で名目3.6%，実質2.1%）を経済再生ケースとして，財政健全化目標が設定されています。これをどのように考えますか。 （注）ベースラインケースは名目１％台半ば，実質１％弱の成長率（2016～2023年度平均で名目1.5%，実質0.9%）												
イ）経済再生ケースを上回る成長が見込まれる。	㈠	1	0.9%	㈠	0	0.0%	㈠	2	6.3%	㈠	3	1.6%
ロ）経済再生ケース程度の成長は見込まれる。	㈡	12	11.0%	㈡	4	8.3%	㈡	5	15.6%	㈡	21	11.1%
ハ）経済再生ケースとベースラインケースの間の成長が見込まれる。	㈢	40	36.7%	㈢	19	39.6%	㈢	12	37.5%	㈢	71	37.6%
ニ）ベースライン程度の成長が見込まれる。	㈣	39	35.8%	㈣	18	37.5%	㈣	7	21.9%	㈣	64	33.9%
ホ）ベースラインを下回る成長が見込まれる。	㈤	4	3.7%	㈤	0	0.0%	㈤	3	9.4%	㈤	7	3.7%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	㈥	6	5.5%	㈥	2	4.2%	㈥	3	9.4%	㈥	11	5.8%
【問６】財政健全化目標の立法化 財政健全化推進のためには法律を制定し，財政健全化目標の達成を義務付けたほうがよいとの意見がありますが，どのように考えますか。												
イ）財政健全化法を制定すればよい。	㈠	19	17.4%	㈠	7	14.6%	㈠	13	40.6%	㈠	39	20.6%
ロ）閣議決定で中長期財政計画を制定し，毎年度の予算において財政健全化を図ればよい。	㈡	41	37.6%	㈡	20	41.7%	㈡	12	37.5%	㈡	73	38.6%
ハ）経済財政諮問会議において，財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化すればよい。	㈢	22	20.2%	㈢	6	12.5%	㈢	5	15.6%	㈢	33	17.5%
ニ）経済成長を通じ，税収増を目指すことが重要であり，その上で財政健全化を図ればよい。	㈣	17	15.6%	㈣	9	18.8%	㈣	2	6.3%	㈣	28	14.8%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	㈤	2	1.8%	㈤	1	2.1%	㈤	0	0.0%	㈤	3	1.6%
【問７】歳出削減 高齢化の進展に伴い社会保障費が増大していることに加えて，このままでは財政の累積債務はさらに増大します。財政健全化に向けて，歳入面での見直しとともに，歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れません。今後，歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。(複数回答可，計数は復興予算込み)												
イ）社会保障（平成27年度予算31.5兆円）	㈠	66	60.6%	㈠	31	64.6%	㈠	17	53.1%	㈠	114	60.3%
ロ）公共事業（6.0兆円）	㈡	24	22.0%	㈡	8	16.7%	㈡	7	21.9%	㈡	39	20.6%
ハ）防衛（5.0兆円）	㈢	11	10.1%	㈢	5	10.4%	㈢	1	3.1%	㈢	17	9.0%
ニ）文教・科学振興（5.4兆円）	㈣	2	1.8%	㈣	0	0.0%	㈣	2	6.3%	㈣	4	2.1%
ホ）地方交付税等（15.5兆円）	㈤	32	29.4%	㈤	16	33.3%	㈤	10	31.3%	㈤	58	30.7%
ヘ）公務員人件費（5.2兆円）	㈥	31	28.4%	㈥	13	27.1%	㈥	12	37.5%	㈥	56	29.6%
ト）特別会計，独立行政法人等	㈦	61	56.0%	㈦	28	58.3%	㈦	14	43.8%	㈦	103	54.5%

チ）削減すべきものはない	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%
リ）その他（具体的にご記入ください）	(リ)	4	3.7%	(リ)	2	4.2%	(リ)	0	0.0%	(リ)	6	3.2%
【問８】消費税率引き上げによる日本経済への影響 税制抜本改革法の改正により，消費税率の10%（地方消費税を含む）への引き上げは平成27年10月から平成29年４月に延期され，かつ，景気弾力条項は削除されました。消費税率の10%への引き上げは，日本経済にどのような影響をもたらすと考えますか。												
イ）消費税率の10%への引き上げは，景気に大きなマイナスの影響を及ぼす。	(イ)	21	19.3%	(イ)	4	8.3%	(イ)	8	25.0%	(イ)	33	17.5%
ロ）消費税率の10%への引き上げは，社会保障目的税として支出するので，景気への影響を緩和できることから，社会保障制度の安定化のために増税を行っても，経済にマイナスになることはない。	(ロ)	11	10.1%	(ロ)	8	16.7%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	28	14.8%
ハ）消費税の増税が景気に及ぼす影響は短期的なものであり，住宅など高額な耐久財への課税の減免等の適切な措置がとられていれば，10%まで引き上げてもさしたる影響はない。	(ハ)	49	45.0%	(ハ)	22	45.8%	(ハ)	9	28.1%	(ハ)	80	42.3%
ニ）現役世代は財政や社会保障の持続可能性への不安から消費支出を抑制しており，消費税率を10%へ引き上げても，家計の将来の不安が払拭できれば，消費はむしろ増加する可能性があり，経済にプラスになる。	(ニ)	11	10.1%	(ニ)	5	10.4%	(ニ)	6	18.8%	(ニ)	22	11.6%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	11	10.1%	(ホ)	5	10.4%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	16	8.5%
③　受益と負担												
【問９】受益と負担水準 我が国においては，国民全体が受ける社会保障が「中福祉－低負担」になっていると言われており，負担を抑制するための財源を国債などの形で将来世代へ先送りしている状況です。今後，少子高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになりますが，将来世代へのつけ回しを避けるべきです。今後の社会保障のあり方をどのように考えますか。												
イ）社会保障については，自己負担や自己責任をより強化することが望ましく，公的に提供するサービスについては，「低福祉―低負担」とすべきである。	(イ)	20	18.3%	(イ)	6	12.5%	(イ)	14	43.8%	(イ)	40	21.2%
ロ）現在の社会保障を維持し，それに見合う負担が望ましく，「中福祉－中負担」を目指すべきである。	(ロ)	74	67.9%	(ロ)	37	77.1%	(ロ)	17	53.1%	(ロ)	128	67.7%
ハ）「より安心な社会」を目指し，それに見合う負担が望ましく，「高福祉－高負担」に踏み出すべきである。	(ハ)	4	3.7%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	4	2.1%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	6	5.5%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	9	4.8%
【問10】国民負担率に関する意識 我が国の，国・地方をあわせた国民負担割合は43.4%（平成27年度予算，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が38%の実状からすれば，国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われます。国民負担率については，どの程度までなら許容できますか。												

（参考）各国の国民負担率（日本は平成23年度，日本以外は平成23年） 日本39.8%，アメリカ30.8%，イギリス47.4%，ドイツ51.2%，フランス62.1%，スウェーデン58.2%												
イ）60%程度までの負担はやむを得ない。	(イ)	3	2.8%	(イ)	0	0.0%	(イ)	2	6.3%	(イ)	5	2.6%
ロ）50%程度を限度とすべきである。	(ロ)	69	63.3%	(ロ)	37	77.1%	(ロ)	18	56.3%	(ロ)	124	65.6%
ハ）現状レベルを維持すべきである。	(ハ)	27	24.8%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	40	21.2%
ニ）現状でも，負担レベルが高く，下げるべきである。	(ニ)	1	0.9%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	4	12.5%	(ニ)	6	3.2%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	3	2.8%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	2.1%
【問11】社会保障改革について 社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには，消費税率10%への確実な引き上げ実施とともに，膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在，社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられている下記のうち，優先的に取り組むべき検討項目を３つ以内でお選びください。												
イ）年金支給開始年齢の引き上げ	(イ)	15	13.8%	(イ)	8	16.7%	(イ)	14	43.8%	(イ)	37	19.6%
ロ）年金給付の引き下げ	(ロ)	9	8.3%	(ロ)	2	4.2%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	14	7.4%
ハ）高所得者の年金給付の引き下げ	(ハ)	56	51.4%	(ハ)	20	41.7%	(ハ)	15	46.9%	(ハ)	91	48.1%
ニ）デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底	(ニ)	32	29.4%	(ニ)	17	35.4%	(ニ)	2	6.3%	(ニ)	51	27.0%
ホ）年金保険料の引き上げ（標準報酬上限の引き上げ）	(ホ)	9	8.3%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	2	6.3%	(ホ)	14	7.4%
ヘ）基礎年金の加入期間の延長	(ヘ)	2	1.8%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	2	6.3%	(ヘ)	5	2.6%
ト）公的保険給付範囲の見直し（後発医薬品の使用促進，受診時定額負担導入，介護保険給付費の見直し等）	(ト)	27	24.8%	(ト)	12	25.0%	(ト)	6	18.8%	(ト)	45	23.8%
チ）サービス単価の抑制（薬価・調剤報酬・介護報酬等）	(チ)	17	15.6%	(チ)	5	10.4%	(チ)	8	25.0%	(チ)	30	15.9%
リ）高齢者の負担（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ，介護高齢者の利用者負担の拡大等）	(リ)	35	32.1%	(リ)	16	33.3%	(リ)	8	25.0%	(リ)	59	31.2%
ヌ）医療の効率化（医療提供体制の改革，医療の無駄排除等）	(ヌ)	44	40.4%	(ヌ)	15	31.3%	(ヌ)	10	31.3%	(ヌ)	69	36.5%
ル）生活保護（医療扶助費の見直し等の適正化）	(ル)	23	21.1%	(ル)	9	18.8%	(ル)	13	40.6%	(ル)	45	23.8%
ヲ）子育て支援（事業主負担の拡大等）	(ヲ)	5	4.6%	(ヲ)	2	4.2%	(ヲ)	2	6.3%	(ヲ)	9	4.8%
ワ）その他（具体的にご記入ください）	(ワ)	3	2.8%	(ワ)	3	6.3%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	6	3.2%
２．税制全般 政府においては『「日本再興戦略」改訂2015』及び「骨太の方針2015」の実施を通じて，日本経済の持続的成長，財政健全化と持続可能な社会保障の同時達成を目指していくこととされています。税制においては，平成29年４月から消費税率を10%に引き上げることとされていますが，当面は経済再生を着実に実行し，自然税収を上げる一方，歳出の重点化・効率化・適正化に重点的に取り組んでいくこととされています。今後の税制改革について，以下の設問にお答えください。 ⑴税制改正に向けての基本的視点												

【問12】課税原則												
次の課税原則のうち，現行税制を踏まえ，今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。												
イ）公平性の確保	(イ)	59	54.1%	(イ)	25	52.1%	(イ)	17	53.1%	(イ)	101	53.4%
ロ）中立性の確保	(ロ)	19	17.4%	(ロ)	11	22.9%	(ロ)	4	12.5%	(ロ)	34	18.0%
ハ）簡素性の確保	(ハ)	22	20.2%	(ハ)	7	14.6%	(ハ)	11	34.4%	(ハ)	40	21.2%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	4	3.7%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	7	3.7%
【問13】税制改革にあたって重要な視点												
税制改革に当たり，課税原則に加え，特に重視すべき点はどのようなことですか。（３つまで回答可）												
イ）経済活力の強化	(イ)	76	69.7%	(イ)	38	79.2%	(イ)	13	40.6%	(イ)	127	67.2%
ロ）少子化対策	(ロ)	17	15.6%	(ロ)	5	10.4%	(ロ)	7	21.9%	(ロ)	29	15.3%
ハ）所得格差問題の是正（所得再分配効果の回復）	(ハ)	21	19.3%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	35	18.5%
ニ）世代間格差の是正	(ニ)	16	14.7%	(ニ)	4	8.3%	(ニ)	12	37.5%	(ニ)	32	16.9%
ホ）地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	(ホ)	11	10.1%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	18	9.5%
ヘ）安定的な税収の確保	(ヘ)	49	45.0%	(ヘ)	18	37.5%	(ヘ)	13	40.6%	(ヘ)	80	42.3%
ト）イノベーションの促進	(ト)	14	12.8%	(ト)	7	14.6%	(ト)	3	9.4%	(ト)	24	12.7%
チ）国際的に調和の取れた税制度	(チ)	59	54.1%	(チ)	31	64.6%	(チ)	15	46.9%	(チ)	105	55.6%
リ）地方分権化の推進（含む国税と地方税の役割分担の明確化）	(リ)	14	12.8%	(リ)	6	12.5%	(リ)	2	6.3%	(リ)	22	11.6%
ヌ）その他（具体的にご記入ください）	(ヌ)	1	0.9%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	1	0.5%
２．税制全般												
【問14】税目別バランスと税制改正												
日本の課税状況（国税・地方税計）は，平成26年度（予算ベース）で，所得税課税が30.6%，法人税課税が20.7%，消費課税が33.9%，資産課税が14.9%という税目別の税収構造比率になっています。今後，日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。												
（参考）各国の税目別バランス												
（日本）所得32%，法人20%，消費32%，資産17%（平成22年度実績）												
（アメリカ）所得44%，法人15%，消費24%，資産17%（平成22年実績）												
（ドイツ）所得40%，法人７%，消費49%，資産４%（〃）												
（フランス）所得28%，法人８%，消費41%，資産23%（〃）												
（イギリス）所得36%，法人11%，消費39%，資産15%（〃）												
イ）消費税をより重視する（フランス型）	(イ)	34	31.2%	(イ)	23	47.9%	(イ)	16	50.0%	(イ)	73	38.6%
ロ）消費税，所得税をより重視する（ドイツ，イギリス型）	(ロ)	50	45.9%	(ロ)	18	37.5%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	77	40.7%
ハ）所得税をより重視する（米国型）	(ハ)	8	7.3%	(ハ)	2	4.2%	(ハ)	2	6.3%	(ハ)	12	6.3%
ニ）日本の現状維持	(ニ)	12	11.0%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	20	10.6%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	1	0.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	0.5%
Ⅱ．各税目												
１．消費税												
(1) 消費税率の引き上げと使途について												
【問15】消費税の引き上げの是非，引き上げ幅												
平成27年度税制改正により，消費税率は，平成												

29年４月から８％から10％に引き上げられることとなりました。安倍首相は，「経済・財政再生計画」においては消費税10％への引き上げ以外の国民負担は極力抑制するよう努力するとして，さらなる消費税の引き上げは行わないとされています。一方では，社会保障費の増大を勘案するとさらに財政収支健全化に向けた改善が必要とされています。将来的に消費税率は，どの程度の税率が妥当と考えますか。 （参考；標準税率2014年１月現在） 10％韓国，オーストラリア，インドネシア 16％メキシコ，17％中国，18％イスラエル，トルコ19％ドイツ，20％イギリス，フランス，オーストリア，21％ベルギー，スペイン，オランダ22％イタリア，24％フィンランド，ルーマニア， 25％スウェーデン，デンマーク，ノルウエー												
イ）現状維持（８％）	㈠	5	4.6%	㈠	1	2.1%	㈠	1	3.1%	㈠	7	3.7%
ロ）10％	㈡	26	23.9%	㈡	9	18.8%	㈡	6	18.8%	㈡	41	21.7%
ハ）10～13％	㈢	8	7.3%	㈢	5	10.4%	㈢	3	9.4%	㈢	16	8.5%
ニ）13～15％	㈣	23	21.1%	㈣	9	18.8%	㈣	6	18.8%	㈣	38	20.1%
ホ）15～18％	㈤	17	15.6%	㈤	12	25.0%	㈤	7	21.9%	㈤	36	19.0%
ヘ）20％	㈥	19	17.4%	㈥	6	12.5%	㈥	9	28.1%	㈥	34	18.0%
ト）20％以上	㈦	2	1.8%	㈦	0	0.0%	㈦	0	0.0%	㈦	2	1.1%
チ）その他（具体的にご記入ください）	㈧	3	2.8%	㈧	1	2.1%	㈧	0	0.0%	㈧	4	2.1%
【問16】使途及び目的税化 税制抜本改革法上，消費税の収入については，毎年度，制度として確立された年金，医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています。消費税の税率は，平成29年４月には10％に引き上げられることとなります。人口減少・高齢者化においては，社会保障費が増加することが見込まれ，その財源として，将来消費税率のさらなる引き上げが必要になる場合には，消費税の使途をどのように考えますか。												
イ）社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも，使途は限定すべき。	㈠	29	26.6%	㈠	13	27.1%	㈠	11	34.4%	㈠	53	28.0%
ロ）消費税の増税を国民に理解してもらうためには，現行の目的税化はやむを得ない。	㈡	37	33.9%	㈡	22	45.8%	㈡	6	18.8%	㈡	65	34.4%
ハ）税の基本からすれば一般税であることが望ましく，使途の硬直化に繋がる危惧があり反対である。	㈢	38	34.9%	㈢	10	20.8%	㈢	12	37.5%	㈢	60	31.7%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	㈣	0	0.0%	㈣	0	0.0%	㈣	2	6.3%	㈣	2	1.1%
⑵　逆進性対策 平成27年度税制改正大綱では，消費税の軽減税率制度について関係事業者を含む国民の理解を得た上で，税率10％時に導入することとされ，平成29年度からの導入を目指して，対象品目，区分経理，安定財源等について，与党税制協議会において具体的な検討が進められています。												
【問17】逆進性対策 消費税を引き上げた場合，その逆進性対策についてどのように考えますか。												
イ）逆進性対策を講じる必要はない。	㈠	28	25.7%	㈠	10	20.8%	㈠	14	43.8%	㈠	52	27.5%
ロ）消費税率が10％以上の場合には，逆進性対	㈡	57	52.3%	㈡	24	50.0%	㈡	10	31.3%	㈡	91	48.1%

策を行う必要がある。												
ハ）逆進性対策を行う必要がある。	(ハ)	15	13.8%	(ハ)	8	16.7%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	31	16.4%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%
【問18】逆進性対策として適当な方法												
逆進性対策を行うとすれば，どのような方法が適当と思われますか。（複数回答可）												
イ）生活必需品等に対しては，軽減税率を導入すべきである。	(イ)	20	18.3%	(イ)	5	10.4%	(イ)	8	25.0%	(イ)	33	17.5%
ロ）社会保障政策などの歳出面から対応すべきである。	(ロ)	26	23.9%	(ロ)	11	22.9%	(ロ)	7	21.9%	(ロ)	44	23.3%
ハ）給付付き税額控除を導入すべきである。	(ハ)	40	36.7%	(ハ)	19	39.6%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	67	35.4%
ニ）現行のような簡素な給付措置を継続すべきである。	(ニ)	28	25.7%	(ニ)	15	31.3%	(ニ)	9	28.1%	(ニ)	52	27.5%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	5	4.6%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	1	3.1%	(ホ)	8	4.2%
【問19】軽減税率制度の導入について												
平成27年度税制改正大綱では，消費税の軽減税率について，税率10%時に導入することとされています。軽減税率制度の導入をどのように考えますか。												
イ）導入すべきではない。	(イ)	57	52.3%	(イ)	29	60.4%	(イ)	22	68.8%	(イ)	108	57.1%
ロ）どちらかというと導入しないほうがよい。	(ロ)	28	25.7%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	43	22.8%
ハ）どちらかというと導入したほうがよい。	(ハ)	11	10.1%	(ハ)	2	4.2%	(ハ)	2	6.3%	(ハ)	15	7.9%
ニ）導入すべきである。	(ニ)	8	7.3%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	15	7.9%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	1	0.9%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	2	1.1%
【問20】軽減税率制度導入反対の理由												
【質問19】でイ），ロ）に回答した方にお聞きします。軽減税率制度導入に反対とした理由は何ですか。（３つまで回答可）												
イ）経済取引を歪め，経済に対する中立性の確保に反する。	(イ)	18	16.5%	(イ)	8	16.7%	(イ)	4	12.5%	(イ)	30	15.9%
ロ）税制の簡素性に反する。	(ロ)	54	49.5%	(ロ)	26	54.2%	(ロ)	14	43.8%	(ロ)	94	49.7%
ハ）軽減税率は，一度決定されると引上げが困難となる。	(ハ)	3	2.8%	(ハ)	2	4.2%	(ハ)	2	6.3%	(ハ)	7	3.7%
ニ）対象品目の選定が恣意的となる。	(ニ)	47	43.1%	(ニ)	22	45.8%	(ニ)	17	53.1%	(ニ)	86	45.5%
ホ）事業者，事業者ともに，事務負担が過重となる。	(ホ)	66	60.6%	(ホ)	35	72.9%	(ホ)	14	43.8%	(ホ)	115	60.8%
ヘ）軽減税率適用で税収減となる。	(ヘ)	10	9.2%	(ヘ)	4	8.3%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	15	7.9%
ト）高所得者も軽減税率の恩恵を受ける。	(ト)	16	14.7%	(ト)	5	10.4%	(ト)	8	25.0%	(ト)	29	15.3%
チ）社会保障政策などの歳出面からの低所得者対策で十分である。	(チ)	8	7.3%	(チ)	6	12.5%	(チ)	6	18.8%	(チ)	20	10.6%
リ）その他（具体的にご記入ください）	(リ)	2	1.8%	(リ)	1	2.1%	(リ)	0	0.0%	(リ)	3	1.6%
【問21】軽減税率の適用												
平成27年度税制改正大綱では，消費税の軽減税率について，消費税率が10%時に導入することとされていますが，仮に軽減税率制度が導入された場合には，軽減税率はどの程度と考えますか。												
イ）８％	(イ)	37	33.9%	(イ)	22	45.8%	(イ)	14	43.8%	(イ)	73	38.6%
ロ）５％	(ロ)	35	32.1%	(ロ)	9	18.8%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	53	28.0%
ハ）３％	(ハ)	3	2.8%	(ハ)	2	4.2%	(ハ)	2	6.3%	(ハ)	7	3.7%
ニ）ゼロ税率	(ニ)	13	11.9%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	3	9.4%	(ニ)	19	10.1%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	8	7.3%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	1	3.1%	(ホ)	12	6.3%
【問22】軽減税率適用と税収減対応												
仮に軽減税率が導入された場合，軽減税率適用による税収減について，どのように考えますか。												

イ）軽減税率適用による減収分については，消費税以外の税目の増税によって充当すべきである。	(イ)	9	8.3%	(イ)	1	2.1%	(イ)	6	18.8%	(イ)	16	8.5%
ロ）軽減税率適用以外の消費税の税率を引き上げることによって充当すべきである。	(ロ)	26	23.9%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	47	24.9%
ハ）歳出を削減することによって対応すべきである。	(ハ)	59	54.1%	(ハ)	26	54.2%	(ハ)	15	46.9%	(ハ)	100	52.9%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	7	6.4%	(ニ)	4	8.3%	(ニ)	2	6.3%	(ニ)	13	6.9%
（3）インボイス制度												
【問23】インボイス制度 課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「インボイス制度」の導入についてどのように考えますか。												
イ）複数税率となっても，導入すべきではない。	(イ)	27	24.8%	(イ)	9	18.8%	(イ)	8	25.0%	(イ)	44	23.3%
ロ）複数税率となる場合以外には，導入すべきでない。	(ロ)	41	37.6%	(ロ)	19	39.6%	(ロ)	4	12.5%	(ロ)	64	33.9%
ハ）税率が10%時には，導入すべきである。	(ハ)	15	13.8%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	16	50.0%	(ハ)	36	19.0%
ニ）税率が10%を超える場合には，導入すべきである。	(ニ)	15	13.8%	(ニ)	8	16.7%	(ニ)	4	12.5%	(ニ)	27	14.3%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	5	4.6%	(ホ)	4	8.3%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	9	4.8%
⑷　消費税の転嫁												
【問24】消費税の転嫁について 消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税ですが，転嫁の円滑化のためには，どのような対策が有効と考えますか。（複数回答可）												
イ）国民に対する広報の徹底	(イ)	36	33.0%	(イ)	20	41.7%	(イ)	6	18.8%	(イ)	62	32.8%
ロ）消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成，周知	(ロ)	50	45.9%	(ロ)	26	54.2%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	87	46.0%
ハ）講習会等の開催や相談体制の整備	(ハ)	8	7.3%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	3	9.4%	(ハ)	17	9.0%
ニ）不公正な取引の検査，監視の強化	(ニ)	54	49.5%	(ニ)	22	45.8%	(ニ)	15	46.9%	(ニ)	91	48.1%
ホ）価格表示に関する業界内の統一基準の策定	(ホ)	20	18.3%	(ホ)	6	12.5%	(ホ)	10	31.3%	(ホ)	36	19.0%
ヘ）違法行為に対する情報提供の促進と提供者の保護	(ヘ)	21	19.3%	(ヘ)	9	18.8%	(ヘ)	11	34.4%	(ヘ)	41	21.7%
ト）その他（具体的にご記入ください）	(ト)	2	1.8%	(ト)	1	2.1%	(ト)	1	3.1%	(ト)	4	2.1%
⑸　国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税												
【問25】電子商取引と消費税課税 平成27年度税制改正において，国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から，国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税を課税することとなります。（平成27年10月から施行） サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について，事業者向けの取引については，「リバースチャージ方式」（サービスの受け手に納税義務を課す方式）を導入し，消費者向けの取引については，国外事業者が申告納税を行う方式となります。 新しい制度について，どのように考えますか。												
イ）電気通信役務の提供の範囲の明確化すること	(イ)	25	22.9%	(イ)	16	33.3%	(イ)	10	31.3%	(イ)	51	27.0%
ロ）「事業者向け取引」（BtoB），「消費者向け取引」（BtoC）との区分の明確化すること	(ロ)	15	13.8%	(ロ)	6	12.5%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	24	12.7%

ハ）「消費者向け取引」の場合の外国課税事業者の適正な申告と納付	(ハ)	21	19.3%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	12	37.5%	(ハ)	38	20.1%
ニ）外国事業者に対しこの制度を周知・徹底すること	(ニ)	17	15.6%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	4	12.5%	(ニ)	24	12.7%
ホ）事業者に対する，簡素な手続きを拡大すること	(ホ)	23	21.1%	(ホ)	14	29.2%	(ホ)	1	3.1%	(ホ)	38	20.1%
へ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	2	1.8%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	6.3%	(ヘ)	4	2.1%

２．法人税

⑴　法人実効税率と課税ベース

法人税課税については，平成29年度にかけて段階的に法人税率が引き下げられることとなりました。平成27年度税制改正では，現行の25.5%から23.9%に引き下げられ，国・地方を通じた法人実効税率（現行34.62%）は，平成27年度に32.11%（▲2.51%），平成28年度に31.33%（▲3.29%）となります。一方，欠損金繰越控除の見直し，受取配当等益金不算入の見直し，法人事業税の外形標準課税の拡大，租税特別措置の見直しが行われました。また，賃上げへの配慮措置や地域で雇用を支える中堅企業の負担増の軽減措置も講じられています。

平成28年度税制改正においても，課税ベースの拡大等により財源を確保し，平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図り，さらに，その後の年度の税制改正においても，引き続き，法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して，法人税改革をできるだけ早期に完了することとされています。

【問26】実効税率と企業行動

我が国の法人実効税率は，引き下げられたものの，下記のように諸外国と比較して依然として高い状況にあります。諸外国との税率に差異がある場合に，企業行動にどのような影響を与えますか。（複数回答可）

（参考）法人の実効税率（2014.3月現在）
日本34.62%（国税＋地方税），アメリカ40.75%，
フランス33.33%，ドイツ29.59%，
イギリス23.00%，中国25.00%，韓国24.20%
（注）日本の法人実効税率は，平成26年度以降適用の税率（改正前は37.00%）。上記の税率は，法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で，それぞれの税率を合計したものである。国・地方を通じた法人実効税率**【東京都ベース】（現行35.64%）は平成27年度：33.10%（▲2.54%），平成28年度：32.24%（▲3.30%）**

イ）日本の法人実効税率の高さは，日本企業の配当，財務体質，株価ひいては「企業価値」に影響を与え，企業活力を弱める原因となっている。	(イ)	41	37.6%	(イ)	23	47.9%	(イ)	10	31.3%	(イ)	74	39.2%
ロ）国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが，国際競争力，とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	(ロ)	69	63.3%	(ロ)	33	68.8%	(ロ)	13	40.6%	(ロ)	115	60.8%
ハ）本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には，法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである。	(ハ)	26	23.9%	(ハ)	14	29.2%	(ハ)	11	34.4%	(ハ)	51	27.0%
ニ）外国企業が日本に進出するに当たっては，	(ニ)	48	44.0%	(ニ)	25	52.1%	(ニ)	13	40.6%	(ニ)	86	45.5%

日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている。												
ホ）企業行動においては，法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが，市場開発，需要サイド，製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており，大きな障害はない。	㈱	20	18.3%	㈱	6	12.5%	㈱	6	18.8%	㈱	32	16.9%
へ）その他（具体的にご記入ください）	㈶	3	2.8%	㈶	0	0.0%	㈶	2	6.3%	㈶	5	2.6%
【問27】法人税の企業への影響の変化												
ここ数年において（10年前と比較して），企業行動における，法人税の影響は高まったと感じますか。												
イ）影響が高まっている。	㈠	66	60.6%	㈠	33	68.8%	㈠	16	50.0%	㈠	115	60.8%
ロ）影響に変化はない。	㈡	36	33.0%	㈡	12	25.0%	㈡	12	37.5%	㈡	60	31.7%
ハ）影響が低下している。	㈢	0	0.0%	㈢	0	0.0%	㈢	2	6.3%	㈢	2	1.1%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	㈣	2	1.8%	㈣	0	0.0%	㈣	1	3.1%	㈣	3	1.6%
【問28】企業行動における法人税の影響が高まった理由												
上記【問27】でイ）「企業行動における，法人税の影響が高まっている」とお答えになった方に伺います。影響が高まったと感じる理由は以下のどれですか。（複数回答可）												
イ）海外（輸出先，海外拠点等）の国での法人税減税により，日本との法人税の格差が拡大し，資本が流出	㈠	47	71.2%	㈠	26	78.8%	㈠	11	68.8%	㈠	84	73.0%
ロ）売上（含む原料調達）における，海外比率の高まり	㈡	24	36.4%	㈡	12	36.4%	㈡	4	25.0%	㈡	40	34.8%
ハ）海外の株主比率の高まり	㈢	7	10.6%	㈢	4	12.1%	㈢	0	0.0%	㈢	11	9.6%
ニ）企業評価が，経常利益から税引後利益に変化	㈣	20	30.3%	㈣	12	36.4%	㈣	9	56.3%	㈣	41	35.7%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	㈱	0	0.0%	㈱	0	0.0%	㈱	3	18.8%	㈱	3	2.6%
【問29】法人実効税率の水準について												
平成27年度税制改正において，法人税率と法人事業税所得割の税率が引き下げられ，法人実効税率は平成27年度に32.11%，平成28年度には31.33%となりました（平成26年度は34.6%）。政府は数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指し，平成27年度から段階的に引き下げられることとされています。日本の法人実効税率の引き下げについてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準（法人実効税率25%程度）まで引き下げるべきである。	㈠	40	36.7%	㈠	20	41.7%	㈠	13	40.6%	㈠	73	38.6%
ロ）欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準（法人実効税率30%弱）まで引き下げるべきである。	㈡	26	23.9%	㈡	11	22.9%	㈡	11	34.4%	㈡	48	25.4%
ハ）当面は欧州並み（30%弱）に引き下げ，さらにその後主要アジア諸国並み（25%程度）の水準まで段階的に引き下げるべきである。	㈢	31	28.4%	㈢	15	31.3%	㈢	5	15.6%	㈢	51	27.0%
ニ）社会保険料を含めると先進国の中では，税率は必ずしも高くなく，現行水準でよい。	㈣	10	9.2%	㈣	1	2.1%	㈣	3	9.4%	㈣	14	7.4%
ホ）財政状況の悪化抑制・改善のために莫大な財源が必要となることを考えると，法人実効税率を引き上げてもよい。	㈱	3	2.8%	㈱	0	0.0%	㈱	0	0.0%	㈱	3	1.6%

へ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	1	0.9%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	1.1%
【問30】法人実効税率引き下げる場合の財源												
法人実効税率の引き下げに合わせ，その財源対策として課税ベースの拡大が行われておりますが，今後さらに法人税率が引き下げられる場合，その税収規模の財源確保策についてどのように考えますか。												
イ）法人税率の引下げは，成長戦略等において法人税収が増加するので，その法人税収増加分を財源にして実施するべきである。	(イ)	29	26.6%	(イ)	10	20.8%	(イ)	4	12.5%	(イ)	43	22.8%
ロ）現在の財政状況を考えれば，さらなる税率引き下げは，法人税の課税ベースの拡大によって補う形で，法人税収の維持を図るべきである。	(ロ)	10	9.2%	(ロ)	4	8.3%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	25	13.2%
ハ）法人税率の引下げ等も含めた成長戦略によって税収が増加するため，税率の引き下げ分による短期的な税収低下は，長期的には問題とならない。	(ハ)	18	16.5%	(ハ)	10	20.8%	(ハ)	2	6.3%	(ハ)	30	15.9%
ニ）日本の税収構造は諸外国に比較して法人税の割合が高いことから，法人の法定実効税率のさらなる引き下げによる法人税収の減少は，税制全体の中でカバーされるべきである。	(ニ)	46	42.2%	(ニ)	18	37.5%	(ニ)	11	34.4%	(ニ)	75	39.7%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	2	1.8%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	7	3.7%
【問31】課税ベースの拡大												
法人実効税率の引き下げに当たっては，課税ベースの拡大等による恒久財源を確保することとされています。これまでも税制改正において，法人税率の引き下げに合わせて，課税ベースが拡大されてきています。また，国際的には法人税率の引き下げにあわせて，課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われています。今後，法人税率を引き下げる場合，課税ベースをどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）我が国は，海外と比較して政策減税の割合は少なく，成長分野の育成のためには，もっと積極的に政策減税を行なうべきであり，逆に課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	(イ)	8	7.3%	(イ)	2	4.2%	(イ)	1	3.1%	(イ)	11	5.8%
ロ）過去の改正時に，課税ベースの拡大を実施してきた結果，諸外国に比しても課税ベースは広くなっており，国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば，さらに大きな財源となるように課税ベースを広げるべきではない。	(ロ)	43	39.4%	(ロ)	22	45.8%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	74	39.2%
ハ）税率を国際水準並みに引き下げる場合には，財政状況も鑑み，課税ベースを広げることもやむを得ない。	(ハ)	24	22.0%	(ハ)	10	20.8%	(ハ)	14	43.8%	(ハ)	48	25.4%
ニ）租税特別措置等の政策税制は，研究開発税制，グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化，他は廃止することにより適正化し，一部課税ベースを広げるべきである。	(ニ)	42	38.5%	(ニ)	19	39.6%	(ニ)	11	34.4%	(ニ)	72	38.1%
ホ）期限の定めのある政策税制は，原則として期限到来時に廃止するべきである。	(ホ)	7	6.4%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	6	18.8%	(ホ)	16	8.5%
へ）租税特別措置によるメリットは，特定の業界に偏っていることが，課税の公平原則に反するため，法人実効税率を下げるに際し	(ヘ)	20	18.3%	(ヘ)	7	14.6%	(ヘ)	5	15.6%	(ヘ)	32	16.9%

て，廃止すべきである。												
ト）その他（具体的にご記入ください）	(ト)	5	4.6%	(ト)	3	6.3%	(ト)	0	0.0%	(ト)	8	4.2%
【問32】受取配当益金不算入												
平成27年度税制改正で，法人が受取る配当については，持ち株割合が３分の１超の株式配当の場合はその全額，３分の１以下５％超の場合はその50%，５％以下の場合にはその20%を益金不算入となりました。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。												
イ）支配関係を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なるから後者に対する現行制度の受取配当の益金不算入はやむを得ない。	(イ)	11	10.1%	(イ)	3	6.3%	(イ)	13	40.6%	(イ)	27	14.3%
ロ）受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり，受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり，慎重に扱うべきである。	(ロ)	71	65.1%	(ロ)	35	72.9%	(ロ)	10	31.3%	(ロ)	116	61.4%
ハ）欧米諸国と比較して，資産保有株式に対する受取配当については，現行でも日本は二重課税となっているので，これ以上に縮小することには反対である。	(ハ)	22	20.2%	(ハ)	8	16.7%	(ハ)	5	15.6%	(ハ)	35	18.5%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	4	3.7%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	3	9.4%	(ニ)	8	4.2%
【問33】繰越欠損金の損金算入の見直し												
平成27年度税制改正において，大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ（平成27年度に所得の65%，29年度に所得の50%）られました。法人税の税率引き下げの財源確保として，日本企業の特質として赤字企業が極めて大きな割合を占めており，欠損金繰越額が大きく，法人税の負担を歪めており，長期間で法人税の負担の平準化を図る観点からも，繰越欠損金の損金算入割合を引き下げ，また，繰越期間を延長することにについてどう考えますか。（複数回答可）												
イ）企業は継続することが前提であるので，繰越欠損金は所得の金額と通算されるべきである。	(イ)	58	53.2%	(イ)	29	60.4%	(イ)	13	40.6%	(イ)	100	52.9%
ロ）繰越欠損金について，所得の50%までの損金算入限度は，法人税率引き下げの財源措置としてやむを得ない。	(ロ)	26	23.9%	(ロ)	8	16.7%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	45	23.8%
ハ）長期間での税負担の平準化を図る観点から，欠損金の繰越期間は超長期間にすべきである。この場合立証責任は納税者に転換されてもやむを得ない。	(ハ)	10	9.2%	(ハ)	7	14.6%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	21	11.1%
ニ）欠損金の繰越期間は10年となったが，会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。	(ニ)	11	10.1%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	20	10.6%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	9	8.3%	(ホ)	6	12.5%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	18	9.5%
【問34】減価償却制度の見直し												
機械装置の減価償却方法は，定額法と200%定率法の選択適用が認められています。法人実効税率の引き下げの財源確保として，課税ベースの拡大の一環として，減価償却制度の見直しを行うことが国際的な動きとなっています。200%定率法を廃止し，定額法にするという考えについてはどのように考えますか。												
イ）機械装置を耐用年数の期間にわたって均等	(イ)	36	33.0%	(イ)	18	37.5%	(イ)	10	31.3%	(イ)	64	33.9%

に費用配分することは合理的な方法であり，法人税率の引き下げの財源確保として，やむを得ない。												
ロ）機械装置は経年経過とともに，修繕費用が逓増することから，減価償却費と修繕費の合計額で費用配分が均等になるように費用配分すべきであり，200％定率法をもっと緩やかなものにすればよい。	(ロ)	7	6.4%	(ロ)	3	6.3%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	21	11.1%
ハ）機械装置は，技術進歩の進展に合わせて，早期に費用を回収し，さらなる設備投資等をしていくことが重要であり，現在の200％定率法は継続すべきである。	(ハ)	45	41.3%	(ハ)	18	37.5%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	71	37.6%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	8	7.3%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	2	6.3%	(ニ)	17	9.0%
【問35】中小法人税制の見直し												
法人税法上，中小法人は資本金が１億円以下の法人をいい，全法人の99％が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置がなされています。中小法人に対する法人税率（国税）は，原則23.9％ですが，800万円以下の所得に対しては軽減税率19％が適用，さらに租税特別措置により15％に軽減されています。中小法人であっても，多額の所得を得ながら中小企業向けの優遇措置を受けているなどの指摘（会計検査院）があり，中小法人の範囲，税率，税制上の特例措置について見直すことが検討されています。これをどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）中小法人は，地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり，赤字企業が多い中で，課税強化になることには，慎重であるべきである。	(イ)	24	22.0%	(イ)	9	18.8%	(イ)	9	28.1%	(イ)	42	22.2%
ロ）会計検査院が指摘するような，高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることは見直すべきである。	(ロ)	59	54.1%	(ロ)	28	58.3%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	96	50.8%
ハ）中小法人の軽減税率15％は個人所得税の超過累進税率との比較においても低いことから，租税特別措置による軽減措置は見直すべきである。	(ハ)	16	14.7%	(ハ)	7	14.6%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	27	14.3%
ニ）中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見なすべきである。	(ニ)	37	33.9%	(ニ)	18	37.5%	(ニ)	16	50.0%	(ニ)	71	37.6%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	1	0.9%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	3.1%	(ホ)	2	1.1%
【問36】法人事業税・固定資産税の損金不算入												
法人事業税や固定資産税は，所得から納付する法人税や法人住民税と異なり，事業に直接関連する税として費用性があることから，その税の性質上損金算入されています。地方財源を安定的に確保する観点やドイツでの営業税（地方税）の損金不算入の例から，地方税の損金算入の見直しの議論があります。これをどのように考えますか。												
イ）法人事業税や固定資産税は，事業に直接関係する税の性格上損金算入となっているものであり，これらを損金不算入とすることは，法人税の実効税率引き下げを否定することになるので，反対である。	(イ)	67	61.5%	(イ)	36	75.0%	(イ)	17	53.1%	(イ)	120	63.5%
ロ）法人事業税・固定資産税の損金算入を検討する場合には，租税に関連する項目それぞれについて，損金算入の在り方を抜本的に	(ロ)	24	22.0%	(ロ)	6	12.5%	(ロ)	7	21.9%	(ロ)	37	19.6%

検討することが必要であり，財源確保のため，部分的に特定の税目を損金不算入とすることは困難である。												
ハ）地方税は，地域の偏在が少なく安定した税収確保が重要であり，そのためにも，所得割のように所得等に連動する課税標準は税収として安定するように，法人税等と同じ考え方で損金不算入とすることも考えられる。しかし，その法人税の負担増に大きく影響するために，十分に慎重である必要がある。	(ハ)	12	11.0%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	6	18.8%	(ハ)	19	10.1%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	3	2.8%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	7	3.7%
（参考）株式配当及び株式譲渡益課税は問61に，また事業税における外形標準課税は問69にあります。												
【問37】研究開発支援税制												
安倍政権におけるいわゆるアベノミクスにおいては，民間の潜在力を最大限発揮させ，民間投資の喚起を図ることによって，「強い経済」，「成長による富の創出」を実現しようとしています。このため，研究開発の促進，イノベーションの基盤強化が何より重要な政策になっています。 平成27年度税制改正においては，控除限度額の総枠は法人税額の30％を維持しつつ，特別試験研究費について控除税額の上限が別枠化（５％）され，特別試験研究費の範囲が拡充されるとともに，税額控除率が20％又は30％に引き上げられました。 研究開発支援税制について，どのように考えますか。（複数回答可）												
イ）研究開発支援税制は，我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため，「成長による富の創出」のために積極的に拡充すべきである。	(イ)	31	28.4%	(イ)	14	29.2%	(イ)	10	31.3%	(イ)	55	29.1%
ロ）研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので，短期の時限措置ではなく，本則化し恒久的な税制とすべきである。	(ロ)	48	44.0%	(ロ)	22	45.8%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	79	41.8%
ハ）研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり，継続すべきである。	(ハ)	46	42.2%	(ハ)	19	39.6%	(ハ)	11	34.4%	(ハ)	76	40.2%
ニ）法人実効税率を引き下げることが重要であり，その財源確保策として，研究開発支援税制の特別な措置期間が経過すれば，初期の目的を終えたことから，廃止すべきである。	(ニ)	9	8.3%	(ニ)	5	10.4%	(ニ)	4	12.5%	(ニ)	18	9.5%
ホ）研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべきである。	(ホ)	4	3.7%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	11	5.8%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	4	3.7%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	4	2.1%
【問38】地方創生・地方拠点強化税制												
平成27年度税制改正により，地方創生・地方拠点強化のため，地方にある企業の本社機能等を強化する支援措置（拡充型），また東京23区から地方への移転の場合には拡充型より厚い支援措置（移転型）が導入されました。本社の建物等が地方で拡充される場合，又は東京23区から地方に移転する場合には特別償却又は税額控除による税制												

等の支援措置です。また，雇用者の増加に対して税額控除の支援措置が取られています。このような地方創生・地方拠点強化税制について，どのようにお考えですか。												
イ）IT の時代，本社機能を東京等の大都市圏においておく必要はなく，地方分散効果は大きい。	(イ)	9	8.3%	(イ)	2	4.2%	(イ)	8	25.0%	(イ)	19	10.1%
ロ）税制上の措置があるので，そのインセンティブが大きい企業には地方分散効果が大きいが，そうでない企業にとっては地方分散効果は小さいなどケースバイケースである。	(ロ)	59	54.1%	(ロ)	28	58.3%	(ロ)	5	15.6%	(ロ)	92	48.7%
ハ）人口減少時代に，地方において企業が必要とする有能な人材やインフラ環境が必ずしも整備されておらず，地方分散効果は小さい。	(ハ)	7	6.4%	(ハ)	2	4.2%	(ハ)	9	28.1%	(ハ)	18	9.5%
ニ）グローバルな時代に，集積のメリットがあるのは東京をはじめ大都市圏であり，大企業にとって，地方分散効果は少ない。	(ニ)	21	19.3%	(ニ)	8	16.7%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	36	19.0%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	5	4.6%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	2	6.3%	(ホ)	9	4.8%
⑵法人関連税制												
【問39】法人関連税制による改正												
グローバル化の急速な展開のもとで既存の税制（税率を除く）について不断の点検・見直しを行っていく必要がありますが，現在最も見直すべきものはどれでしょうか。（複数回答可）												
イ）連結納税	(イ)	29	26.6%	(イ)	19	39.6%	(イ)	6	18.8%	(イ)	54	28.6%
ロ）組織再編税制	(ロ)	11	10.1%	(ロ)	5	10.4%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	19	10.1%
ハ）100％グループ税制	(ハ)	8	7.3%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	3	9.4%	(ハ)	15	7.9%
ニ）役員の給与等	(ニ)	13	11.9%	(ニ)	6	12.5%	(ニ)	11	34.4%	(ニ)	30	15.9%
ホ）減価償却における損金経理要件	(ホ)	24	22.0%	(ホ)	8	16.7%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	37	19.6%
ヘ）貸倒引当金制度	(ヘ)	8	7.3%	(ヘ)	5	10.4%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	14	7.4%
ト）受取配当の益金不算入割合	(ト)	41	37.6%	(ト)	17	35.4%	(ト)	5	15.6%	(ト)	63	33.3%
チ）欠損金の繰越・繰戻	(チ)	37	33.9%	(チ)	20	41.7%	(チ)	6	18.8%	(チ)	63	33.3%
リ）欠損金の使用制限（65％，50％）	(リ)	35	32.1%	(リ)	17	35.4%	(リ)	10	31.3%	(リ)	62	32.8%
ヌ）企業年金等の積立金に係る特別法人税	(ヌ)	21	19.3%	(ヌ)	13	27.1%	(ヌ)	4	12.5%	(ヌ)	38	20.1%
ル）事業体課税	(ル)	7	6.4%	(ル)	3	6.3%	(ル)	5	15.6%	(ル)	15	7.9%
ヲ）租税条約	(ヲ)	17	15.6%	(ヲ)	11	22.9%	(ヲ)	3	9.4%	(ヲ)	31	16.4%
ワ）帰属主義（国内源泉所得・国外源泉所得）	(ワ)	11	10.1%	(ワ)	2	4.2%	(ワ)	2	6.3%	(ワ)	15	7.9%
カ）移転価格税制	(カ)	47	43.1%	(カ)	20	41.7%	(カ)	9	28.1%	(カ)	76	40.2%
ヨ）外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）	(ヨ)	50	45.9%	(ヨ)	22	45.8%	(ヨ)	9	28.1%	(ヨ)	81	42.9%
タ）国際的組織再編税制	(タ)	17	15.6%	(タ)	9	18.8%	(タ)	7	21.9%	(タ)	33	17.5%
レ）その他（具体的にご記入ください）	(レ)	4	3.7%	(レ)	2	4.2%	(レ)	1	3.1%	(レ)	7	3.7%
【問40】連結納税制度の改正												
各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で，連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。（複数回答可）												
イ）連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止	(イ)	63	57.8%	(イ)	26	54.2%	(イ)	9	28.1%	(イ)	98	51.9%
ロ）適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和	(ロ)	68	62.4%	(ロ)	35	72.9%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	114	60.3%
ハ）資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ	(ハ)	1	0.9%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	3	9.4%	(ハ)	4	2.1%
ニ）投資修正適用範囲の見直し	(ニ)	4	3.7%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	4	12.5%	(ニ)	8	4.2%

ホ）法人事業税，法人住民税への導入	(ホ)	38	34.9%	(ホ)	20	41.7%	(ホ)	12	37.5%	(ホ)	70	37.0%
へ）連結納税制度の取りやめ条件の緩和	(ヘ)	16	14.7%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	3	9.4%	(ヘ)	21	11.1%
ト）その他（具体的にご記入ください）	(ト)	5	4.6%	(ト)	2	4.2%	(ト)	3	9.4%	(ト)	10	5.3%
⑶　企業会計と法人税法との乖離												
【問41】企業会計と法人税法との乖離												
企業会計の国際会計基準への移行への動きに伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが，次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。（複数回答可）												
イ）棚卸資産	(イ)	13	11.9%	(イ)	3	6.3%	(イ)	1	3.1%	(イ)	17	9.0%
ロ）収益認識基準	(ロ)	46	42.2%	(ロ)	20	41.7%	(ロ)	10	31.3%	(ロ)	76	40.2%
ハ）リース取引	(ハ)	14	12.8%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	3	9.4%	(ハ)	21	11.1%
ニ）工事契約	(ニ)	6	5.5%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	8	4.2%
ホ）有形固定資産	(ホ)	47	43.1%	(ホ)	26	54.2%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	76	40.2%
へ）資産の減損	(ヘ)	39	35.8%	(ヘ)	14	29.2%	(ヘ)	11	34.4%	(ヘ)	64	33.9%
ト）無形資産	(ト)	28	25.7%	(ト)	13	27.1%	(ト)	10	31.3%	(ト)	51	27.0%
チ）金融商品	(チ)	17	15.6%	(チ)	11	22.9%	(チ)	3	9.4%	(チ)	31	16.4%
リ）関連会社投資，投資不動産	(リ)	4	3.7%	(リ)	3	6.3%	(リ)	2	6.3%	(リ)	9	4.8%
ヌ）退職給付	(ヌ)	26	23.9%	(ヌ)	8	16.7%	(ヌ)	6	18.8%	(ヌ)	40	21.2%
ル）引当金，偶発債務，偶発資産	(ル)	35	32.1%	(ル)	15	31.3%	(ル)	10	31.3%	(ル)	60	31.7%
ヲ）企業結合	(ヲ)	13	11.9%	(ヲ)	8	16.7%	(ヲ)	4	12.5%	(ヲ)	25	13.2%
ワ）負債と資本との区分	(ワ)	10	9.2%	(ワ)	4	8.3%	(ワ)	7	21.9%	(ワ)	21	11.1%
カ）非上場企業会計	(カ)	4	3.7%	(カ)	1	2.1%	(カ)	4	12.5%	(カ)	9	4.8%
ヨ）その他（具体的にご記入ください）	(ヨ)	4	3.7%	(ヨ)	1	2.1%	(ヨ)	2	6.3%	(ヨ)	7	3.7%
【問42】確定決算主義												
確定決算主義との関連についてどのように考えますか。												
イ）企業会計と税務会計の乖離が拡大し，事務処理が一層煩雑になっていることから，確定決算主義は廃止すべきである。	(イ)	15	13.8%	(イ)	6	12.5%	(イ)	4	12.5%	(イ)	25	13.2%
ロ）所得計算の妥当性を確保する等の観点から，確定決算主義は維持すべきである。	(ロ)	28	25.7%	(ロ)	14	29.2%	(ロ)	17	53.1%	(ロ)	59	31.2%
ハ）実務的に対応が困難な点については，損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべきである。	(ハ)	61	56.0%	(ハ)	26	54.2%	(ハ)	10	31.3%	(ハ)	97	51.3%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	1.8%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	3	1.6%
⑷　税制の予測可能性												
【問43】租税制度と実務との間の予測可能性												
租税制度の実務上の取り扱いにおいて，特に，不透明であったり，予測可能性に問題のある領域がありますか。（複数回答可） （注）給与所得控除について，給与収入の３割程度控除されている一方，給与所得者の必要経費と指摘される支出は，給与収入の約６％との試算がある。平成23年度税制改正では，格差是正，所得再分配機能の回復の観点から，過大となっている控除を適正化するため，次のような見直しがされています。 ①給与所得控除の上限設定 ②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し ③特定支出控除の見直し												
イ）100％グループ税制	(イ)	6	5.5%	(イ)	0	0.0%	(イ)	6	18.8%	(イ)	12	6.3%
ロ）国内組織再編税制	(ロ)	17	15.6%	(ロ)	2	4.2%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	30	15.9%

ハ）連結納税制度	(ハ)	11	10.1%	(ハ)	2	4.2%	(ハ)	6	18.8%	(ハ)	19	10.1%
ニ）事業体課税	(ニ)	6	5.5%	(ニ)	4	8.3%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	18	9.5%
ホ）役員の給与等	(ホ)	4	3.7%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	4	12.5%	(ホ)	11	5.8%
ヘ）欠損金の繰越・繰り戻し	(ヘ)	4	3.7%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	5	2.6%
ト）解散・清算の税務	(ト)	5	4.6%	(ト)	0	0.0%	(ト)	3	9.4%	(ト)	8	4.2%
チ）国内源泉所得・国外源泉所得	(チ)	14	12.8%	(チ)	3	6.3%	(チ)	2	6.3%	(チ)	19	10.1%
リ）恒久的施設（PE）	(リ)	31	28.4%	(リ)	14	29.2%	(リ)	7	21.9%	(リ)	52	27.5%
ヌ）無形資産	(ヌ)	16	14.7%	(ヌ)	11	22.9%	(ヌ)	6	18.8%	(ヌ)	33	17.5%
ル）外国税額控除制度	(ル)	12	11.0%	(ル)	6	12.5%	(ル)	3	9.4%	(ル)	21	11.1%
ヲ）タックスヘイブン税制	(ヲ)	33	30.3%	(ヲ)	20	41.7%	(ヲ)	10	31.3%	(ヲ)	63	33.3%
ワ）移転価格税制	(ワ)	75	68.8%	(ワ)	35	72.9%	(ワ)	17	53.1%	(ワ)	127	67.2%
カ）国際的な組織再編税制	(カ)	27	24.8%	(カ)	16	33.3%	(カ)	10	31.3%	(カ)	53	28.0%
ヨ）その他（具体的にご記入ください）	(ヨ)	4	3.7%	(ヨ)	1	2.1%	(ヨ)	1	3.1%	(ヨ)	6	3.2%
３．国際課税												
【問44】租税条約												
近年，租税条約について，多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。租税条約について，優先度の高い改善項目はどれでしょうか。（複数回答可）												
イ）投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結，改正の一層促進	(イ)	42	38.5%	(イ)	25	52.1%	(イ)	11	34.4%	(イ)	78	41.3%
ロ）移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため，租税条約の締結，改正の一層の促進	(ロ)	64	58.7%	(ロ)	28	58.3%	(ロ)	16	50.0%	(ロ)	108	57.1%
ハ）日米，日英等の租税条約では，源泉税免除を行っているので，欧州諸国との源泉税の免除等の促進	(ハ)	35	32.1%	(ハ)	21	43.8%	(ハ)	9	28.1%	(ハ)	65	34.4%
ニ）アジア地域の投資促進のため，アジア諸国との源泉税の免除等の促進	(ニ)	53	48.6%	(ニ)	28	58.3%	(ニ)	9	28.1%	(ニ)	90	47.6%
ホ）外国子会社配当益金不算入制度を促進するため，受取配当にかかる源泉税の引き下げ等	(ホ)	39	35.8%	(ホ)	19	39.6%	(ホ)	7	21.9%	(ホ)	65	34.4%
ヘ）各国との租税条約に仲裁制度を取り入れる	(ヘ)	24	22.0%	(ヘ)	12	25.0%	(ヘ)	11	34.4%	(ヘ)	47	24.9%
ト）各国との自動情報交換規定の実施	(ト)	2	1.8%	(ト)	1	2.1%	(ト)	4	12.5%	(ト)	7	3.7%
チ）各国との租税条約に税務行政執行共助制度を促進	(チ)	3	2.8%	(チ)	0	0.0%	(チ)	3	9.4%	(チ)	6	3.2%
リ）多国間租税条約の促進	(リ)	11	10.1%	(リ)	6	12.5%	(リ)	2	6.3%	(リ)	19	10.1%
ヌ）租税条約の適用手続きの簡素化	(ヌ)	26	23.9%	(ヌ)	8	16.7%	(ヌ)	4	12.5%	(ヌ)	38	20.1%
ル）租税条約に特典制限条項である「LOB 条項（LimitationonBenefits）」を定めること	(ル)	2	1.8%	(ル)	0	0.0%	(ル)	1	3.1%	(ル)	3	1.6%
ヲ）租税条約に主要目的テストを定めること	(ヲ)	2	1.8%	(ヲ)	1	2.1%	(ヲ)	3	9.4%	(ヲ)	6	3.2%
ワ）その他（具体的にご記入ください）	(ワ)	5	4.6%	(ワ)	2	4.2%	(ワ)	2	6.3%	(ワ)	9	4.8%
【問45】移転価格税制												
BEPS（税源浸食と利益移転（BaseErosionand-ProfitShifting））プロジェクトにおいては，移転価格税制の原則について広範囲な見直しが検討されていますが，現行の移転価格税制について，今後改正すべき項目はどれでしょうか。（複数回答可）												
イ）経済実態を踏まえたガイドライン等の充実	(イ)	47	43.1%	(イ)	25	52.1%	(イ)	9	28.1%	(イ)	81	42.9%
ロ）事前確認制度，事前相談体制の強化	(ロ)	40	36.7%	(ロ)	18	37.5%	(ロ)	17	53.1%	(ロ)	75	39.7%
ハ）相互協議の円滑な推進	(ハ)	47	43.1%	(ハ)	20	41.7%	(ハ)	16	50.0%	(ハ)	83	43.9%
ニ）価格算定文書の明確化について，企業の負	(ニ)	62	56.9%	(ニ)	27	56.3%	(ニ)	9	28.1%	(ニ)	98	51.9%

荷が軽減されるように，効果的な資料の公表												
ホ）文書化規定の導入	(ホ)	6	5.5%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	11	5.8%
へ）独立企業間価格幅の取扱の明確化，透明化	(ヘ)	35	32.1%	(ヘ)	14	29.2%	(ヘ)	14	43.8%	(ヘ)	63	33.3%
ト）シークレットコンパラブルに対する開示手続きを定めること	(ト)	11	10.1%	(ト)	4	8.3%	(ト)	5	15.6%	(ト)	20	10.6%
チ）国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	(チ)	33	30.3%	(チ)	16	33.3%	(チ)	6	18.8%	(チ)	55	29.1%
リ）無形資産に関する取扱いの明確化	(リ)	29	26.6%	(リ)	15	31.3%	(リ)	18	56.3%	(リ)	62	32.8%
ヌ）その他（具体的にご記入ください）	(ヌ)	5	4.6%	(ヌ)	1	2.1%	(ヌ)	1	3.1%	(ヌ)	7	3.7%
【問46】移転価格税制（国別報告書について）												
BEPS 行動計画13に関する勧告に基づき，国別報告者の作成が納税者に義務付けられる見通しですが，国内法制化に対して，どのようにお考えですか。（複数回答可）												
イ）法制化実施前に，納税者へのさらなるヒアリングと要望の聞き取りをし実態に即した制度とすること	(イ)	51	46.8%	(イ)	30	62.5%	(イ)	9	28.1%	(イ)	90	47.6%
ロ）事務運営指針，ガイドライン等の早期公開と説明会の実施	(ロ)	53	48.6%	(ロ)	21	43.8%	(ロ)	12	37.5%	(ロ)	86	45.5%
ハ）行政当局及び納税者の事務負担の軽減に配慮	(ハ)	76	69.7%	(ハ)	40	83.3%	(ハ)	19	59.4%	(ハ)	135	71.4%
ニ）各国実施状況のモニタリングメカニズムの策定，紛争解決手続きの確立等の適切な実施	(ニ)	26	23.9%	(ニ)	13	27.1%	(ニ)	6	18.8%	(ニ)	45	23.8%
ホ）BEPS 行動計画13に関する情報の提供	(ホ)	14	12.8%	(ホ)	5	10.4%	(ホ)	8	25.0%	(ホ)	27	14.3%
へ）その他（具体的にご記入下さい）	(ヘ)	2	1.8%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	4	2.1%
【問47】外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）												
BEPS プロジェクトにおいては，外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）の原則について広範囲な見直しが検討されていますが，現行の外国子会社合算税制について，今後改正すべき項目はどれでしょうか。（複数回答可）												
イ）軽課国の判定基準を20%未満からさらに引き下げる。	(イ)	66	60.6%	(イ)	33	68.8%	(イ)	11	34.4%	(イ)	110	58.2%
ロ）外国関係会社の所得に課される税の負担が20%未満であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため，軽課国を直接指定する制度を設けるべきである。	(ロ)	53	48.6%	(ロ)	23	47.9%	(ロ)	13	40.6%	(ロ)	89	47.1%
ハ）外国関係会社の所得に課される税の負担割合の算定上，一定の非課税所得の範囲の明確化	(ハ)	19	17.4%	(ハ)	10	20.8%	(ハ)	9	28.1%	(ハ)	38	20.1%
ニ）連結納税における子会社の税の負担割合の明確化	(ニ)	8	7.3%	(ニ)	4	8.3%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	17	9.0%
ホ）現行では，外国子会社の利益のみを合算しているが，損失についても通算を認めること	(ホ)	38	34.9%	(ホ)	22	45.8%	(ホ)	12	37.5%	(ホ)	72	38.1%
へ）適用除外子会社の要件である非関連者基準（現行非関連者との取引が50%以上）の緩和	(ヘ)	12	11.0%	(ヘ)	7	14.6%	(ヘ)	2	6.3%	(ヘ)	21	11.1%
ト）適用除外基準の緩和	(ト)	35	32.1%	(ト)	14	29.2%	(ト)	6	18.8%	(ト)	55	29.1%
チ）子会社合算税制の対象から除外するデミニマス基準の設定	(チ)	6	5.5%	(チ)	1	2.1%	(チ)	3	9.4%	(チ)	10	5.3%
リ）事業判定の基準の明確化	(リ)	14	12.8%	(リ)	6	12.5%	(リ)	7	21.9%	(リ)	27	14.3%
ヌ）資産性所得の合算課税対象の明確化（能動	(ヌ)	6	5.5%	(ヌ)	4	8.3%	(ヌ)	6	18.8%	(ヌ)	16	8.5%

所得と受動所得の区分の明確化）												
ル）海外企業を買収した場合，タックスヘイブン税制が阻害要因とならないよう猶予期間の設定	㈹	17	15.6%	㈹	12	25.0%	㈹	8	25.0%	㈹	37	19.6%
ヲ）外国子会社が複数の国の外国子会社合算税制の適用対象となる場合に生じる二重課税の排除	㈲	13	11.9%	㈲	7	14.6%	㈲	5	15.6%	㈲	25	13.2%
ワ）外国子会社合算税制と租税条約との関係の明確化	㈱	11	10.1%	㈱	1	2.1%	㈱	3	9.4%	㈱	15	7.9%
カ）その他（具体的にご記入ください）	㈱	6	5.5%	㈱	3	6.3%	㈱	2	6.3%	㈱	11	5.8%
【問48】帰属主義に関する意見・要望												
平成26年度税制改正において，帰属主義が導入されておりますが，申告手続きを実施するにあたり，意見・要望がありますか。（複数回答可）												
イ）外国税額控除を実施するにあたり，国外所得の計算方法が改訂されたが，申告書の記入方法等具体的な説明	㈠	42	38.5%	㈠	19	39.6%	㈠	16	50.0%	㈠	77	40.7%
ロ）PE との内部取引は独立企業原則が適用されるが，当該 PE のリスク負担が少ない場合等には手続面での負担軽減措置	㈡	44	40.4%	㈡	26	54.2%	㈡	12	37.5%	㈡	82	43.4%
ハ）管理費等の配賦計算について，具体的なケースに基づいたガイドライン，事務運営指針等の作成	㈢	56	51.4%	㈢	21	43.8%	㈢	19	59.4%	㈢	96	50.8%
ニ）その他（要望があれば具体的にご記入下さい）	㈣	6	5.5%	㈣	1	2.1%	㈣	3	9.4%	㈣	10	5.3%
【問49】BEPS												
多国籍企業が，各国の税制や租税条約を組み合わせることで，グローバルな租税負担を抑制している事例が注目され，各国の税源が浸食され，潜在的な利益の移転が図られている深刻な問題としてＧ８，G20でも主題の１つになっています。OECD 租税委員会が中心となって「税源浸食と利益移転行動計画」（BEPS 行動計画）を公表し，2015年12月までに，新たな国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとされています。 この BEPS プロジェクトに関して，どのように考えますか。（複数回答可）												
イ）租税回避を誘発しているのは，有害な租税競争であり，各国の主権にかかわる問題であるので，OECD のような国際機関における協議を通じて，国際的なルールの形成を目指すべきである。	㈠	55	50.5%	㈠	29	60.4%	㈠	17	53.1%	㈠	101	53.4%
ロ）各国の法人税制を調和する（同じ税率・同じ制度にする）努力を行うべきである	㈡	16	14.7%	㈡	10	20.8%	㈡	7	21.9%	㈡	33	17.5%
ハ）国際課税については，不明確，不透明な分野が多いことから，日本企業が国際的な経済活動に活発に取り組めるように，国際課税制度について，予測可能で法的安定性のある制度にすべきである。	㈢	54	49.5%	㈢	30	62.5%	㈢	14	43.8%	㈢	98	51.9%
ニ）各国の税務情報交換を強化し，納税者の情報をより確実に収集すべきである。	㈣	6	5.5%	㈣	4	8.3%	㈣	4	12.5%	㈣	14	7.4%
ホ）自国の税率の設定は各国の主権の問題であり，他国はそれに介入すべきではない。租税競争を抑制しようとするよりも，各国は歳出の削減と企業にとってより魅力的な国づくりに努めるべきである。	㈤	6	5.5%	㈤	3	6.3%	㈤	2	6.3%	㈤	11	5.8%

へ）国際課税原則の新たな導入により，企業の自由で活発な国際間取引や投資交流に悪影響を及ぼすことのないように，関係各国の行政当局や民間部門の意見を十分に反映したものとすべきである。	(ヘ)	33	30.3%	(ヘ)	20	41.7%	(ヘ)	7	21.9%	(ヘ)	60	31.7%
ト）国際課税原則の新たな導入により，納税者や行政当局に過度な事務負担や費用負担を負わせないように十分に配慮した制度とすべきである。	(ト)	61	56.0%	(ト)	30	62.5%	(ト)	8	25.0%	(ト)	99	52.4%
チ）その他（具体的にご記入ください）	(チ)	5	4.6%	(チ)	1	2.1%	(チ)	0	0.0%	(チ)	6	3.2%
【問50】BEPS 行動計画と日本への影響 OECD 租税委員会では，BEPS 行動計画として，15項目にわたる国際課税原則の見直しの検討作業が進んでいます。合意に達した新たな国際課税原則については，今後国内法の改正，租税条約の改定等に進展することとなりますが，今後，日本企業に大きな影響を及ぼすと考えられる行動計画を選んでください。（複数回答可）												
イ）電子商取引課税 電子商取引により，他国から遠隔で販売，サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて，電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成	(イ)	28	25.7%	(イ)	15	31.3%	(イ)	18	56.3%	(イ)	61	32.3%
ロ）ハイブリッドミスマッチ取決めの効果否認 ハイブリッド・ミスマッチ取引とは，二国間での取扱い（例えば法人か組合か）が異なることを利用して，両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する。	(ロ)	17	15.6%	(ロ)	6	12.5%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	32	16.9%
ハ）外国子会社合算税制の強化 外国子会社合算税制（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため，外国子会社の利益を親会社の利益に合算）に関して，各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。（期限2015年９月）	(ハ)	38	34.9%	(ハ)	20	41.7%	(ハ)	9	28.1%	(ハ)	67	35.4%
ニ）利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して，各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。（期限2015年９月） 親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する。（期限2015年12月）	(ニ)	16	14.7%	(ニ)	10	20.8%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	34	18.0%
ホ）有害税制への対抗 OECD の定義する「有害税制」について １　現在の枠組み（透明性や実質的活動等に焦点）に基づき，加盟国の優遇税制を審査する ２　現在の枠組み（透明性や実質的活動等に焦点）に基づき，OECD 非加盟国を関与させる（期限2015年９月） ３　現在の枠組みの改定・追加を検討（期限2015年12月）	(ホ)	11	10.1%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	17	9.0%
へ）租税条約濫用の防止 条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防	(ヘ)	12	11.0%	(ヘ)	6	12.5%	(ヘ)	8	25.0%	(ヘ)	26	13.8%

止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する。												
ト）恒久的施設（PE）認定の人為的回避防止 人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために，租税条約の恒久的施設（PE：PermanentEstablishment）の定義を変更する。（期限2015年９月）	(ト)	28	25.7%	(ト)	21	43.8%	(ト)	6	18.8%	(ト)	55	29.1%
チ）移転価格税制（１無形資産） 親子会社間等で，特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。 また，価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。（期限2015年９月）	(チ)	45	41.3%	(チ)	23	47.9%	(チ)	15	46.9%	(チ)	83	43.9%
リ）移転価格税制（２リスクと資本） 親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。（期限2015年９月）	(リ)	20	18.3%	(リ)	11	22.9%	(リ)	6	18.8%	(リ)	37	19.6%
ヌ）移転価格税制（３他の租税回避の可能性が高い取引） 非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。（期限2015年９月） BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し，分析する方法を策定する。（期限2015年９月）	(ヌ)	28	25.7%	(ヌ)	15	31.3%	(ヌ)	10	31.3%	(ヌ)	53	28.0%
ル）タックス・プランニングの報告義務 タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する。（期限2015年９月）	(ル)	30	27.5%	(ル)	13	27.1%	(ル)	8	25.0%	(ル)	51	27.0%
ヲ）移転価格関連の文書化の再検討 移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し，国毎の所得，経済活動，納税額の配分に関する情報を，共通様式に従って各国政府に報告させる。（期限2014年９月）	(ヲ)	75	68.8%	(ヲ)	35	72.9%	(ヲ)	7	21.9%	(ヲ)	117	61.9%
ワ）相互協議の効果的実施 国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する。（期限2015年９月）	(ワ)	20	18.3%	(ワ)	13	27.1%	(ワ)	6	18.8%	(ワ)	39	20.6%
カ）多国間協定の開発 BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する。（期限2014年９月） その後，多国間協定案を開発する。（2015年12月）	(カ)	15	13.8%	(カ)	10	20.8%	(カ)	2	6.3%	(カ)	27	14.3%
【問51】BEPS関連して国内法制化が予想される項目への意見・要望 今後，2015年９月及び12月において，OECDより第二弾，第三弾の勧告が公表される予定ですが，今後なされる国内法制化に対して，意見・要望がありますか。（複数回答可）												

イ）事務負担軽減の見地から，納税者の負担をできるだけ軽減する措置	(イ)	95	87.2%	(イ)	43	89.6%	(イ)	20	62.5%	(イ)	158	83.6%
ロ）施行時期にあたっては，納税者が対処できるよう十分な準備期間の設定	(ロ)	71	65.1%	(ロ)	35	72.9%	(ロ)	14	43.8%	(ロ)	120	63.5%
ハ）法制化前に納税者からの要望を可能な限りヒアリングをできるだけ多く設けること	(ハ)	32	29.4%	(ハ)	24	50.0%	(ハ)	10	31.3%	(ハ)	66	34.9%
ニ）各勧告へ我が国納税者の要望がさらに採用されるよう，納税者等が働きかけに努力するとともに，行政当局もOECD等に積極的に働きかけること	(ニ)	28	25.7%	(ニ)	21	43.8%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	57	30.2%
ホ）BEPS行動計画に関する情報提供	(ホ)	19	17.4%	(ホ)	11	22.9%	(ホ)	4	12.5%	(ホ)	34	18.0%
へ）その他（具体的にご記入下さい）	(ヘ)	4	3.7%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	5	2.6%
【問52】BEPSに対する意見他 その他，BEPSについてのご意見がございましたら，ご記載ください。												
４．個人所得税												
⑴　税収調達機能と所得再分配機能												
【問53】個人所得税と税収調達機能 累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われています。所得税と税収調達についてどのようにお考えですか。												
イ）勤労意欲等の促進による増収を実現するためにも，さらに減税を行なうべきである。	(イ)	11	10.1%	(イ)	5	10.4%	(イ)	12	37.5%	(イ)	28	14.8%
ロ）低所得者については，さらなる減税が必要である。	(ロ)	7	6.4%	(ロ)	3	6.3%	(ロ)	1	3.1%	(ロ)	11	5.8%
ハ）現状で妥当である。	(ハ)	47	43.1%	(ハ)	19	39.6%	(ハ)	6	18.8%	(ハ)	72	38.1%
ニ）中間層を含む中高所得層については，増税が必要である。	(ニ)	13	11.9%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	27	14.3%
ホ）税収調達機能を回復するためにも，全所得階層にわたって増税を実施すべきである。	(ホ)	12	11.0%	(ホ)	4	8.3%	(ホ)	4	12.5%	(ホ)	20	10.6%
へ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	9	8.3%	(ヘ)	6	12.5%	(ヘ)	2	6.3%	(ヘ)	17	9.0%
【問54】税率構造と適用ブラケット 所得税の税率は，分離課税に対するものなどを除くと，５％から45％の７段階に区分されています。所得税制における税率構造と適用ブラケットについてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）納税者の約８割が税率10％以下のブラケットとなっているため，ここに属する納税者の割合を縮小すべきである。	(イ)	38	34.9%	(イ)	21	43.8%	(イ)	15	46.9%	(イ)	74	39.2%
ロ）現行最高税率をさらに50％まで引き上げるべきである。	(ロ)	23	21.1%	(ロ)	7	14.6%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	39	20.6%
ハ）ブラケットごとの税率の刻みを小さくすべきである。	(ハ)	23	21.1%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	5	15.6%	(ハ)	32	16.9%
ニ）現行の税率構造等を維持すべきである。	(ニ)	21	19.3%	(ニ)	11	22.9%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	40	21.2%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	6	5.5%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	1	3.1%	(ホ)	10	5.3%
⑵　所得控除，税額控除等												
【問55】給与所得控除の在り方 給与所得控除には，「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。次の給与所得控除のあり方についてどのように考えますか。 （複数回答可） （注）平成23年度税制改正では，格差是正，所得												

再分配機能の回復の観点から，過大となっている控除を適正化するため，次のような見直しがなされました。 1　給与所得控除の上限設定 2　役員給与所得に係る給与所得控除の見直し 3　特定支出控除の見直し また，平成26年度税制改正で，平成28年は年収1200万円を越えると230万円で，平成29年以後は年収1000万円を超えると220万円で固定とされました。												
イ）高額な収入のある役員給与については，金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には，給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべきである。	㈠	26	23.9%	㈠	11	22.9%	㈠	10	31.3%	㈠	47	24.9%
ロ）実態に合わせた概算控除額を設定すべきである。	㈡	36	33.0%	㈡	13	27.1%	㈡	6	18.8%	㈡	55	29.1%
ハ）給与所得控除は，給与所得控除の上限設定（平成29年以後年収1000万円超220万円）の水準でよい。	㈢	24	22.0%	㈢	11	22.9%	㈢	13	40.6%	㈢	48	25.4%
ニ）特定支出控除は平成23年度税制改正では不十分であり，使いやすくするために，特定支出の範囲をさらに拡大すべきである。	㈣	17	15.6%	㈣	9	18.8%	㈣	6	18.8%	㈣	32	16.9%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	㈤	4	3.7%	㈤	3	6.3%	㈤	1	3.1%	㈤	8	4.2%
【問56】控除の在り方 政府においては，夫婦共働き子育てをする世帯にとっても，働き方に中立的で，安心して子育てできる社会の実現を目指すとして，個人所得税の見直しをすることとされています。当面は配偶者控除のあり方に視点が当たっていますが，所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）配偶者控除については，配偶者の就労の中立性阻害，夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ，廃止を含めて見直しを行うべきである。	㈠	33	30.3%	㈠	14	29.2%	㈠	10	31.3%	㈠	57	30.2%
ロ）配偶者控除は，現行の制度を維持すべきである。	㈡	17	15.6%	㈡	8	16.7%	㈡	7	21.9%	㈡	32	16.9%
ハ）配偶者控除を廃止し，専業主婦世帯，共働き世帯といった世帯類型にかかわらず，夫婦二人で受けられる控除の合計額が同額となるようにすべきである。	㈢	19	17.4%	㈢	6	12.5%	㈢	10	31.3%	㈢	35	18.5%
ニ）特定扶養控除，老人扶養控除等様々な割増，加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については，極力簡素化し，基本的には，家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべきである。	㈣	21	19.3%	㈣	13	27.1%	㈣	10	31.3%	㈣	44	23.3%
ホ）各種の所得控除は，個々人の人的事情を反映した課税上の手当てが行われたものであり，所得税の長所となっているので，現状のままでよい。	㈤	13	11.9%	㈤	3	6.3%	㈤	1	3.1%	㈤	17	9.0%
ヘ）子育て支援の観点からは，現行の扶養控除は，所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべきである。	㈥	28	25.7%	㈥	17	35.4%	㈥	8	25.0%	㈥	53	28.0%
ト）所得控除を全般的に見直し，所得控除から税額控除に改めるべきである。	㈦	6	5.5%	㈦	2	4.2%	㈦	8	25.0%	㈦	16	8.5%
チ）その他（具体的にご記入ください）	㈧	5	4.6%	㈧	4	8.3%	㈧	0	0.0%	㈧	9	4.8%

【問57】公的年金等控除 超高齢社会にあって，年金生活者が急増しています。公的年金課税についてどう考えますか。（複数回答可）												
イ）年金所得は雑所得に所得区分されるが，今後急増することから，年金所得の区分が明確になるよう，所得区分の見直しをすべきである。	(イ)	23	21.1%	(イ)	9	18.8%	(イ)	14	43.8%	(イ)	46	24.3%
ロ）年金課税については，掛け金時は非課税，運用時は非課税，給付時も実質非課税となっているが，給付時課税を徹底すべきである。	(ロ)	12	11.0%	(ロ)	4	8.3%	(ロ)	6	18.8%	(ロ)	22	11.6%
ハ）多額の資産を有する高齢者については，公的年金等控除の削減や上限を設けるべきである。	(ハ)	76	69.7%	(ハ)	35	72.9%	(ハ)	19	59.4%	(ハ)	130	68.8%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	1.8%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	5	2.6%
⑶　年末調整												
【問58】年末調整の在り方 給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えますか。												
イ）年末調整は廃止して，給与所得者が，自ら確定申告を行えるようにすべきである。	(イ)	10	9.2%	(イ)	5	10.4%	(イ)	5	15.6%	(イ)	20	10.6%
ロ）給与所得者については，年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべきである。	(ロ)	24	22.0%	(ロ)	10	20.8%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	45	23.8%
ハ）年末調整を含め現行制度は，維持すべきである。	(ハ)	66	60.6%	(ハ)	28	58.3%	(ハ)	16	50.0%	(ハ)	110	58.2%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	1.8%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	3	1.6%
⑷　金融所得課税の一元化 上場株式等の譲渡益・配当については，平成26年１月から原則20％の本則税率が適用され，一方では他国と比べて預金に偏っている個人金融資産を株式投資にシフトさせ，経済成長を促進することを目的に，投資の一定額を非課税とするＮＩＳＡが創設，拡充されました。さらに若年層への投資の裾の拡大の観点からジュニアＮＩＳＡが創設されるなど，金融所得課税一元化とは異なる制度が拡大している。												
【問59】総合課税と金融所得課税の一元化 金融所得に対する課税について，どのようにお考えですか。												
イ）金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく，金融所得課税の一元化は反対である。	(イ)	18	16.5%	(イ)	11	22.9%	(イ)	5	15.6%	(イ)	34	18.0%
ロ）金融所得については，一元化を推進すべきですが，一定割合の株式保有者や一定以上の株式取引者等の特定の富裕な所得者については総合課税を行うべきである。	(ロ)	29	26.6%	(ロ)	7	14.6%	(ロ)	14	43.8%	(ロ)	50	26.5%
ハ）資本の国際流動性を確保し，我が国金融・資本市場の競争力を強化し，経済の活性化を図るためには，金融所得課税の一元化を促進すべきである。	(ハ)	54	49.5%	(ハ)	26	54.2%	(ハ)	13	40.6%	(ハ)	93	49.2%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	1	0.9%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	1.1%
【問60】NISA について NISA は，平成28年分以降年間120万円，最大												

600万円を上限に非課税限度額が引き上げられました。また，ジュニアNISAとして20歳未満の若年層への投資額が年間80万円，最大400万円を上限に非課税投資が創設されました。金融商品に関する非課税制度について，どのように考えますか。												
イ）貯蓄から投資への考え方を一層拡大する観点から，制度（金額上限）を拡大すべきである。	(イ)	20	18.3%	(イ)	5	10.4%	(イ)	4	12.5%	(イ)	29	15.3%
ロ）経済成長に必要な資金を供給する必要があることから，制度（期間，金額上限とも）を拡大すべきである。	(ロ)	24	22.0%	(ロ)	13	27.1%	(ロ)	8	25.0%	(ロ)	45	23.8%
ハ）新制度が拡充，創設されてばかりであるので，現状とおりでよい。	(ハ)	42	38.5%	(ハ)	20	41.7%	(ハ)	11	34.4%	(ハ)	73	38.6%
ニ）資産所有者に有利な制度であり，課税上不公平な制度である。	(ニ)	6	5.5%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	14	7.4%
ホ）所得の再分配，税収確保に反するので，反対であり，廃止すべきである。	(ホ)	5	4.6%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	10	5.3%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	2	1.8%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	1.1%
【問61】株式配当及び株式譲渡益課税												
法人所得課税は，個人所得課税の前払いの性格を有することから，法人税率を引き下げる場合には，個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について，その負担割合（源泉所得税20％適用）を引き上げるべきとの意見がありますが，これについてどう考えますか。												
イ）金融所得課税一元化の考え方に反しており，また，金融市場の活性化に悪影響を及ぼす。さらに金融商品に対する過大な税負担は，資金が海外流出するおそれがあるので反対である。	(イ)	58	53.2%	(イ)	27	56.3%	(イ)	14	43.8%	(イ)	99	52.4%
ロ）大企業を中心とした法人は株主とは独立しており，法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない。	(ロ)	31	28.4%	(ロ)	11	22.9%	(ロ)	12	37.5%	(ロ)	54	28.6%
ハ）法人税率の引き下げにより，内部留保が増加し，持株に含み益を持ち，また配当の増額にも結び付くことから，株式配当及び株式譲渡益課税を強化することについては，やむを得ない。	(ハ)	10	9.2%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	5	15.6%	(ハ)	19	10.1%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	1	0.9%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	1.1%
⑸　富・所得の格差												
【問62】富・所得の格差について												
トマ・ピケティが，過去数百年の税務データを使用した分析結果では，米国では1980年代から富・所得の格差が大きく拡大している。欧州や日本においても，米国ほどではないが格差が拡大している。また，厚生労働省の調査でも，社会保障制度や税制等による所得再分配前の所得で見ると，格差は拡大してきているとされている。所得再分配前で見た場合，日本の富・所得の格差の現状についてどのように考えますか。 （注）厚生労働省「所得再分配調査報告書」等価当初所得をジニ計数でみると 平成11年0.4075，平成14年0.4194， 平成17年0.4354，平成20年0.4539， 平成23年0.4703												
イ）日本には富・所得の格差はあるが，米国のように極端な格差はなく，総中流階層の社	(イ)	12	11.0%	(イ)	7	14.6%	(イ)	7	21.9%	(イ)	26	13.8%

会である。												
ロ）日本では，非正規雇用者の増加や高齢者の貧困問題が拡大しているが，高所得階層の所得シェアはこの70年間，ほぼ横ばいであって，格差は拡大していない。	(ロ)	15	13.8%	(ロ)	10	20.8%	(ロ)	4	12.5%	(ロ)	29	15.3%
ハ）日本においても低成長下，富を持つものがより豊かになり，一方非正規雇用者，母子家庭，高齢者の増加による低所得者階層が増加してきており，格差は大きくなってきている。	(ハ)	66	60.6%	(ハ)	24	50.0%	(ハ)	18	56.3%	(ハ)	108	57.1%
ニ）資本市場の拡大とともに，富の偏在が大きくなっており，格差拡大は大きな社会問題となっている。	(ニ)	7	6.4%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	3	9.4%	(ニ)	12	6.3%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%
【問63】富・所得の格差の是正												
日本における富・所得の格差は，社会保障制度や税制等の所得再分配効果があって，大きく変化していないともいわれている。 厚生労働省「所得再分配調査報告書」では，社会保障制度や税制等による所得再分配効果が大きく，所得再分配後の所得格差は，長期間にわたって縮小してきている。社会保障制度や税制等による所得再分配政策について，どのように考えますか。 （注）厚生労働省「所得再分配調査報告書」等価再分配効果をジニ計数でみると， 等価当初所得等価再分配所得再分配効果内社会保障費効果 平成11年0.40750.332618.4%15.3% 平成14年0.41940.321723.319.9 平成17年0.43540.322525.922.8 平成20年0.45390.319229.726.2 平成23年0.47030.316232.828.6												
イ）富・所得の格差は大きいことから，社会保障制度や税制等の再分配政策を強化すべきである。	(イ)	22	20.2%	(イ)	8	16.7%	(イ)	6	18.8%	(イ)	36	19.0%
ロ）所得格差はあるものの，所得再分配政策によって再分配後の所得格差は長期間にわたって大きな変化はないことから，現状の所得再分配政策を継続すべきである。	(ロ)	46	42.2%	(ロ)	19	39.6%	(ロ)	14	43.8%	(ロ)	79	41.8%
ハ）日本における富・所得の格差は，米国に比較して大きくなく，経済成長を高め，労働インセンティブを確保するためにも，ある程度の格差の拡大は許容される。	(ハ)	26	23.9%	(ハ)	11	22.9%	(ハ)	10	31.3%	(ハ)	47	24.9%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	5	4.6%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	2	6.3%	(ニ)	10	5.3%
５．地方税												
⑴　地方税の在り方												
【問64】地方税負担の在り方												
地方税の充実強化についてどのようにお考えですか。												
イ）地方税の充実強化は税源移譲によって行うべきである。	(イ)	66	60.6%	(イ)	31	64.6%	(イ)	11	34.4%	(イ)	108	57.1%
ロ）地方税を増税すべきである。	(ロ)	5	4.6%	(ロ)	2	4.2%	(ロ)	1	3.1%	(ロ)	8	4.2%
ハ）地方税負担は増やすべきでなく，財政支出の削減で対応すべきである。	(ハ)	27	24.8%	(ハ)	9	18.8%	(ハ)	18	56.3%	(ハ)	54	28.6%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	4	3.7%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	2	6.3%	(ニ)	8	4.2%
【問65】地方税と国税【地方法人２税と地方消費												

税の税源交換）												
地方自治体の安定的な財源の確保と，地域間の財政力の格差を是正する方法として，地方法人２税を国税に移管し，その見返りとして，地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか。												
イ）賛成である。	(イ)	37	33.9%	(イ)	20	41.7%	(イ)	9	28.1%	(イ)	66	34.9%
ロ）反対である。	(ロ)	11	10.1%	(ロ)	2	4.2%	(ロ)	8	25.0%	(ロ)	21	11.1%
ハ）どちらともいえない。	(ハ)	53	48.6%	(ハ)	22	45.8%	(ハ)	14	43.8%	(ハ)	89	47.1%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	1.8%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	4	2.1%
【問66】地方税のあり方												
上記【問64，65】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。（複数回答可）												
イ）地方税は，受益と負担の連動を確保するため，応益原則をさらに徹底すべきである。	(イ)	39	35.8%	(イ)	18	37.5%	(イ)	11	34.4%	(イ)	68	36.0%
ロ）法人住民税，法人事業税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の法人負担は応益負担としては，高い水準にあるので見直すべきである。	(ロ)	37	33.9%	(ロ)	21	43.8%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	61	32.3%
ハ）法人住民税，法人事業税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の税目が多いため，整理統合を行うべきである。	(ハ)	74	67.9%	(ハ)	36	75.0%	(ハ)	18	56.3%	(ハ)	128	67.7%
ニ）個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので，見直すべきである。	(ニ)	7	6.4%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	10	5.3%
ホ）超過課税及び法定外税は，その多くが法人負担に偏った税制となっており，見直すべきである。	(ホ)	19	17.4%	(ホ)	14	29.2%	(ホ)	4	12.5%	(ホ)	37	19.6%
ヘ）地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は，防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。	(ヘ)	2	1.8%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	2	6.3%	(ヘ)	5	2.6%
⑵　個人住民税												
【問67】個人住民税												
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）応益原則の強化から，均等割（市町村民税：年３千円，道府県民税：年１千円）については，引き上げるべきである。	(イ)	44	40.4%	(イ)	20	41.7%	(イ)	15	46.9%	(イ)	79	41.8%
ロ）所得割の課税最低限，均等割の非課税限度額の引き下げを行うべきである。	(ロ)	21	19.3%	(ロ)	5	10.4%	(ロ)	7	21.9%	(ロ)	33	17.5%
ハ）所得割の税率を引き上げるべきである。	(ハ)	5	4.6%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	2	6.3%	(ハ)	8	4.2%
ニ）現行制度を維持するべきである。	(ニ)	25	22.9%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	39	20.6%
ホ）前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については，所得発生と税負担の各時点を近づけるため，現年課税に変更すべきである。	(ホ)	41	37.6%	(ホ)	23	47.9%	(ホ)	9	28.1%	(ホ)	73	38.6%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	1	0.9%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	1.1%
⑶　法人住民税・事業税等												
【問68】法人住民税・事業税												
法人住民税，法人事業税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）全国に支店・営業所を有する法人にとっては，所在地の各県・市町村に法人住民税，法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので，全国一括申告センターのような組織を作る等，申告・納付の	(イ)	78	71.6%	(イ)	37	77.1%	(イ)	18	56.3%	(イ)	133	70.4%

利便性を向上させるべきである。												
ロ）法人住民税均等割は，資本金等により算定され，資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているので，事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改めるべきである。	(ロ)	32	29.4%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	12	37.5%	(ロ)	56	29.6%
ハ）法人住民税にも，連結納税制度を導入すべきである。	(ハ)	33	30.3%	(ハ)	19	39.6%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	59	31.2%
ニ）外形標準課税は，所得割，付加価値割，資本割が併用される等仕組みが複雑であるので，簡素化すべきである。	(ニ)	64	58.7%	(ニ)	24	50.0%	(ニ)	14	43.8%	(ニ)	102	54.0%
ホ）法人課税のうち，法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金１億円以下）の所得割は応益負担とは言えず見直すべきである。	(ホ)	15	13.8%	(ホ)	11	22.9%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	29	15.3%
ヘ）法定外税，超過課税が法人に偏って課税されていることは，問題であり，見直すべきである。	(ヘ)	17	15.6%	(ヘ)	14	29.2%	(ヘ)	2	6.3%	(ヘ)	33	17.5%
ト）その他（具体的にご記入ください）	(ト)	2	1.8%	(ト)	2	4.2%	(ト)	0	0.0%	(ト)	4	2.1%
【問69】事業税における外形標準課税												
地方税における法人課税の見直しが法人税改革の重要な柱となっています。平成27年度税制改正で，地方法人課税における応益課税を強化し，企業の「稼ぐ力」を高めるインセンティブとなるように，大法人向けの法人事業税について，所得割を縮小するとともに外形標準課税が拡充されました。事業税の外形標準課税は，現在資本金１億円超の大企業が対象となっていますが，地方税の上記の応益課税の観点から，資本金１億円以下の企業を対象に広げるべきであるとの意見があります。このような意見について，どのように考えますか。												
イ）応益課税の観点から，資本金１億円以下の企業にも外形標準課税を拡大すべきである。	(イ)	42	38.5%	(イ)	23	47.9%	(イ)	13	40.6%	(イ)	78	41.3%
ロ）地方法人課税は法人に偏った負担となっているので，地方法人課税の抜本的な改革の中で行うべきであり，外形標準課税のみその対象を拡大することには，慎重であるべきである。	(ロ)	54	49.5%	(ロ)	19	39.6%	(ロ)	14	43.8%	(ロ)	87	46.0%
ハ）中小企業に対する増税となることから反対である。	(ハ)	3	2.8%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	7	3.7%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	5	4.6%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	8	4.2%
⑷　固定資産税												
【問70】固定資産税												
固定資産税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）償却資産に対する固定資産税は，諸外国でも例外的であるため，廃止すべきである。	(イ)	79	72.5%	(イ)	27	56.3%	(イ)	15	46.9%	(イ)	121	64.0%
ロ）償却資産の減価償却は，法人税法と同一に完全償却まで認めるべきである。	(ロ)	49	45.0%	(ロ)	25	52.1%	(ロ)	13	40.6%	(ロ)	87	46.0%
ハ）商業地等の固定資産税については，負担水準の上限を60%に引下げるべきである。	(ハ)	11	10.1%	(ハ)	8	16.7%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	23	12.2%
ニ）家屋の評価は，事務負担等の観点から，再建築価格基準によらず取得価格（減価償却）基準によるべきである。	(ニ)	12	11.0%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	10	31.3%	(ニ)	29	15.3%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	5	4.6%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	1	3.1%	(ホ)	9	4.8%
６．その他の税制等												

⑴　環境関連税制												
【問71】地球温暖化対策のための税 エネルギー起源 CO_2 排出抑制を図るため，全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭に CO_2 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が新設され，税率が段階的に引き上げられてきています（平成26年４月，平成28年４月）。一方，税制改革法第７条の規定に基づき，森林吸収源対策及び地方地球温暖化対策に関する財源確保について検討されることとなっています。 このような中，地球温暖化対策税制をどのように考えますか。												
イ）日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成している一方，エネルギー政策の見直しにより，化石燃料の使用が増加せざるを得ない状況において，地球温暖化対策税は，日本の国際競争力低下，海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから，課税の廃止を含めて抜本的に見直すべきである。	㈠	20	18.3%	㈠	13	27.1%	㈠	4	12.5%	㈠	37	19.6%
ロ）環境税や石油石炭税の増税などは，国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから，その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である。	㈡	51	46.8%	㈡	18	37.5%	㈡	3	9.4%	㈡	72	38.1%
ハ）地球温暖化防止は，全世界が取り組むべき課題であり，環境，省エネ技術を持つ日本はこのような税制のグリーン化を推進することにより持続可能な低炭素社会の実現を目指すべきである。	㈢	27	24.8%	㈢	13	27.1%	㈢	17	53.1%	㈢	57	30.2%
ニ）地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は地球規模の課題であり，CO_2 排出抑制を図るため，現行の石油石炭税に CO_2 排出量に応じた税率を上乗せした地球温暖化対策税には賛成である。	㈣	4	3.7%	㈣	1	2.1%	㈣	8	25.0%	㈣	13	6.9%
【問72】車体課税 車体課税については，平成27年度税制改正大綱において，次の方向で抜本的改革を行い，平成28年度以降の税制改正において具体的な結論をえることとされています。 ⑴自動車取得税は，消費税率10％への引き上げ時に廃止され，他の車体課税に係る措置と併せて措置されます。⑵自動車税は，消費税10％段階において自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能別）を，自動車税の取得時の課税として実施することが検討されています。⑶軽自動車税は，平成27年度以降に新たに取得される四輪車等の税率が大幅に引き上げられます（26年度税制改正で改正）。⑷自動車重量税は，エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに，道路等の維持管理，更新や防災，減災等の推進に多額の財源が必要となる中で，その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ，見直すこととされています。 このような中，自動車重量税のあり方をどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているので，廃止すべきである。	㈠	28	25.7%	㈠	12	25.0%	㈠	12	37.5%	㈠	52	27.5%

ロ）自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており，過大な負担を負っているため，国際的な負担水準に軽減すべきである。	(ロ)	50	45.9%	(ロ)	20	41.7%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	79	41.8%
ハ）自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担，受益者負担を明確化し，目的税化すべきである。	(ハ)	21	19.3%	(ハ)	11	22.9%	(ハ)	10	31.3%	(ハ)	42	22.2%
ニ）グリーン化機能の維持・強化を図るべきである。	(ニ)	16	14.7%	(ニ)	6	12.5%	(ニ)	3	9.4%	(ニ)	25	13.2%
ホ）道路整備の財源として自動車重量税を維持すべきである。	(ホ)	5	4.6%	(ホ)	5	10.4%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	13	6.9%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	1	0.9%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	2	1.1%
⑵　印紙税等												
【問73】印紙税の是非												
印紙税についてどのように考えますか。												
イ）同じ内容の取引であっても紙の書類は課税の対象とされるのに対し，電子書類は対象とされない不公平があるので，印紙税の課税対象の見直しを行うべきである。	(イ)	24	22.0%	(イ)	6	12.5%	(イ)	15	46.9%	(イ)	45	23.8%
ロ）印紙税については，さらに進んで廃止を検討すべきである。	(ロ)	76	69.7%	(ロ)	38	79.2%	(ロ)	15	46.9%	(ロ)	129	68.3%
ハ）印紙税は，基本的に現状を維持すべきである。	(ハ)	4	3.7%	(ハ)	3	6.3%	(ハ)	2	6.3%	(ハ)	9	4.8%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	1.8%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	1.1%
Ⅲ．税に関する意識及び納税環境の整備												
【問74】コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス												
コーポレートガバナンスの強化は，日本再興戦略の重要な政策として取り上げられています。また，これまで会社法や金融商品取引法に基づく内部統制を整備するなどコーポレートガバナンスの強化が図られてきましたが，税務コンプライアンスの向上を図ることも重要な項目となっております。行政当局においては，税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められる大法人については，税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で，調査の間隔を延長するなど税務コンプライアンスの維持・向上策に取り組んでいます。このような状況において，これからの税務コンプライアンスについてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）税務コンプライアンスは，企業として遵守すべき事項であり，企業理念や行動規範等として組み入れることが望ましい。	(イ)	43	39.4%	(イ)	18	37.5%	(イ)	17	53.1%	(イ)	78	41.3%
ロ）税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組み（指揮・監督等）に対するトップマネジメントの適切な関与は，社内組織体制として当然必要であり，内部統制が適切であれば税務調査に対する企業の負担を軽減すべきである。	(ロ)	76	69.7%	(ロ)	34	70.8%	(ロ)	10	31.3%	(ロ)	120	63.5%
ハ）内部統制は，組織・運営の信頼性・健全性を確保するものであって，税務コンプライアンスの確保とは関係がないため，税務調査の必要度を内部統制の状況によって決めるべきではない。	(ハ)	5	4.6%	(ハ)	3	6.3%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	15	7.9%
ニ）行政当局は，企業が取り組むコーポレート	(ニ)	44	40.4%	(ニ)	24	50.0%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	76	40.2%

ガバナンスや税務コンプライアンスへの取り組みを尊重して，それに基づいて調査の必要度を決定すべきである。												
ホ）行政当局は，より調査必要度の高い法人へ行政庁の人員と時間を集中させることができ，税務行政の効率化を進めることができるため，望ましい方針である。	㈱	35	32.1%	㈱	22	45.8%	㈱	6	18.8%	㈱	63	33.3%
へ）コーポレートガバナンスは，会社法や金融商品取引法に基づき制度が整備されてきたことから，主として大企業を中心とした課題である。	㈷	5	4.6%	㈷	0	0.0%	㈷	4	12.5%	㈷	9	4.8%
ト）コーポレートガバナンスは，大企業ばかりでなく，中小法人にも広く普及・拡大させることが望ましい。	㈱	23	21.1%	㈱	11	22.9%	㈱	8	25.0%	㈱	42	22.2%
チ）その他（具体的にご記入ください）	㈱	1	0.9%	㈱	0	0.0%	㈱	1	3.1%	㈱	2	1.1%
【問75】移転価格税制と税務コンプライアンス 移転価格税制は，紛争が発生した場合には規模が大きく，かつ解決するまでに２年以上の長期間を要する事例が多いため，企業の負担が大きく，事業の円滑な発展に支障をきたす可能性があります。このため，これら税務リスクを軽減するとともに，調査等への負担軽減等を図るため，紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となります。行政当局においても，その事務負担は大きいことから，紛争解決型から予防的対応に力を入れています。移転価格税制における，税務コンプライアンスについてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ）企業において，税務リスクを軽減するため，移転価格税制に関する認識，取組，根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとすることが重要である。	㈱	62	56.9%	㈱	29	60.4%	㈱	16	50.0%	㈱	107	56.6%
ロ）海外の子会社を含め，関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要である。	㈱	45	41.3%	㈱	22	45.8%	㈱	13	40.6%	㈱	80	42.3%
ハ）移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対するトップマネジメントの適切な関与は，社内組織体制として必要である。	㈱	37	33.9%	㈱	19	39.6%	㈱	13	40.6%	㈱	69	36.5%
ニ）行政当局は，移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等を提供すべきである。	㈱	41	37.6%	㈱	19	39.6%	㈱	10	31.3%	㈱	70	37.0%
ホ）企業は，行政当局と移転価格税制に関して積極的にコミュニケーションをとるべきである。	㈱	19	17.4%	㈱	15	31.3%	㈱	5	15.6%	㈱	39	20.6%
へ）行政当局は，企業からの相談に対応した体制を整備すべきである。	㈱	44	40.4%	㈱	28	58.3%	㈱	5	15.6%	㈱	77	40.7%
ト）企業は，外国の行政当局とのコミュニケーションに対し積極的に取り組むべきである。	㈱	9	8.3%	㈱	7	14.6%	㈱	5	15.6%	㈱	21	11.1%
チ）その他（具体的にご記入ください）	㈱	5	4.6%	㈱	3	6.3%	㈱	2	6.3%	㈱	10	5.3%
【問76】マイナンバー制度について マイナンバー法が10月５日施行になり，国民全員と法人に番号が通知され，平成28年１月からは行政機関や地方公共団体が，税，社会保障，災害対策の３分野で利用が始まります。所得税申告書や申請書届出書，法定調書は平成28年１月１日以												

降の提出から，法人税は平成28年１月１日以降開始する事業年度の申告書から番号の記載が義務付けられます。このマイナンバー制度についてどのように考えられますか。（複数回答可）												
イ）年金情報が漏えいしたようにセキュリティに不安がある。セキュリティの徹底した管理が必要で，国民が安心できるようなセキュリティの安全管理体制を公表すべきである。	(イ)	51	46.8%	(イ)	19	39.6%	(イ)	18	56.3%	(イ)	88	46.6%
ロ）マイナンバー制度は，行政機関，利用者双方の効率化とコスト削減につながることから，積極的に活用する。	(ロ)	25	22.9%	(ロ)	14	29.2%	(ロ)	13	40.6%	(ロ)	52	27.5%
ハ）マイナンバー制度の仕組みや手続きが広範囲に及び煩雑であるので，情報提供と相談体制を充実する必要がある。	(ハ)	43	39.4%	(ハ)	20	41.7%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	71	37.6%
ニ）マイナンバー制度を企業内に整備するための準備とシステム開発等に時間とコストがかかる。	(ニ)	58	53.2%	(ニ)	28	58.3%	(ニ)	6	18.8%	(ニ)	92	48.7%
ホ）マイナンバー制度を理解していないので，何をすべきか不明である。	(ホ)	2	1.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	5	2.6%
へ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	3	2.8%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	6	3.2%
【問77】税制上の一般的な問題認識												
税金一般に関する問題点について，該当するものをお答え下さい。（複数回答可）												
イ）国民に税金（含む社会保障負担），歳出に関する知識，情報が正確に伝わっていない。	(イ)	36	33.0%	(イ)	16	33.3%	(イ)	13	40.6%	(イ)	65	34.4%
ロ）クロヨンが存在し，サラリーマン世帯の不公平感につながっている。	(ロ)	41	37.6%	(ロ)	16	33.3%	(ロ)	4	12.5%	(ロ)	61	32.3%
ハ）国及び地方ともに徴収率が低く，財源確保，公平性の両面から問題である。	(ハ)	14	12.8%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	25	13.2%
ニ）加算税や刑事罰等は租税負担の公平の確保につながるので，罰則を強化すべきである。	(ニ)	2	1.8%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	3	9.4%	(ニ)	6	3.2%
ホ）グローバル化が進展する中で，移転価格課税での更正や事前協議が増加する等，予見可能性が不十分であり，時代の変化に税制等の整備が遅れている。	(ホ)	53	48.6%	(ホ)	24	50.0%	(ホ)	10	31.3%	(ホ)	87	46.0%
へ）制度が複雑化し，事務負荷，費用の増大等となっている。	(ヘ)	85	78.0%	(ヘ)	42	87.5%	(ヘ)	21	65.6%	(ヘ)	148	78.3%
ト）その他（具体的にご記入ください）	(ト)	1	0.9%	(ト)	1	2.1%	(ト)	0	0.0%	(ト)	2	1.1%
【問78】納税環境の整備												
納税環境の整備についてどのように考えますか。該当するものをお答え下さい。（複数回答可）												
イ）財源確保と公平性の担保が重要であり，安価で厳正な徴収事務の遂行のため，徴税組織の拡充が必要。	(イ)	12	11.0%	(イ)	5	10.4%	(イ)	7	21.9%	(イ)	24	12.7%
ロ）徴税効率を上げるため，地方公共団体間での共同化，国税庁と地方の連携が必要。	(ロ)	48	44.0%	(ロ)	26	54.2%	(ロ)	14	43.8%	(ロ)	88	46.6%
ハ）税に関する正しい知識や納税者意識を涵養するため，義務教育に租税教育を導入する。	(ハ)	26	23.9%	(ハ)	7	14.6%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	40	21.2%
ニ）税に関する知識の習得，国民の納税者意識の向上を図り，申告納税制度を適正に履行できるように，ホームページをはじめあらゆる媒体を活用した情報提供活動を行うべきである。	(ニ)	23	21.1%	(ニ)	14	29.2%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	42	22.2%
ホ）電子申告，電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推	(ホ)	40	36.7%	(ホ)	22	45.8%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	67	35.4%

進すべきである。												
へ）納税者の利便性の向上，予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので，事前照会に対する文書照会等の手続きを改善すべきである。	(ヘ)	29	26.6%	(ヘ)	19	39.6%	(ヘ)	12	37.5%	(ヘ)	60	31.7%
ト）地方税申告・納付の簡素化	(ト)	53	48.6%	(ト)	27	56.3%	(ト)	9	28.1%	(ト)	89	47.1%
チ）その他（具体的にご記入ください）	(チ)	1	0.9%	(チ)	1	2.1%	(チ)	1	3.1%	(チ)	3	1.6%
【問79】												
今後，当協会の運営において充実を望むものを選んでください。（複数回答可）												
イ）税制改正要望（税制改正に関する租研意見を含む）	(イ)	46	42.2%	(イ)	22	45.8%	(イ)	4	12.5%	(イ)	72	38.1%
ロ）税務行政への要望（通達化，法令等の取り扱いの明確化など）	(ロ)	52	47.7%	(ロ)	28	58.3%	(ロ)	13	40.6%	(ロ)	93	49.2%
ハ）外国税務当局との交流促進（外国税務当局の講演，意見交換など）	(ハ)	21	19.3%	(ハ)	12	25.0%	(ハ)	3	9.4%	(ハ)	36	19.0%
ニ）行政当局との意見交換	(ニ)	24	22.0%	(ニ)	14	29.2%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	45	23.8%
ホ）研究会活動	(ホ)	11	10.1%	(ホ)	7	14.6%	(ホ)	9	28.1%	(ホ)	27	14.3%
へ）会員懇談会	(ヘ)	38	34.9%	(ヘ)	20	41.7%	(ヘ)	6	18.8%	(ヘ)	64	33.9%
ト）租税研究大会	(ト)	3	2.8%	(ト)	3	6.3%	(ト)	5	15.6%	(ト)	11	5.8%
チ）基礎講座	(チ)	20	18.3%	(チ)	7	14.6%	(チ)	5	15.6%	(チ)	32	16.9%
リ）出版（租税研究，租研大会記録，OECDモデル租税条約等）	(リ)	8	7.3%	(リ)	3	6.3%	(リ)	10	31.3%	(リ)	21	11.1%
ヌ）現状を継続	(ヌ)	18	16.5%	(ヌ)	9	18.8%	(ヌ)	1	3.1%	(ヌ)	28	14.8%
ル）特にない	(ル)	5	4.6%	(ル)	1	2.1%	(ル)	2	6.3%	(ル)	8	4.2%
ヲ）その他（具体的にご記入ください）	(ヲ)	2	1.8%	(ヲ)	1	2.1%	(ヲ)	2	6.3%	(ヲ)	5	2.6%
【問80】												
会員懇談会のテーマについては，租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。次のようなテーマについて，望ましいと思われるものを選んでください。（複数回答可）												
イ）財政問題	(イ)	10	9.2%	(イ)	6	12.5%	(イ)	1	3.1%	(イ)	17	9.0%
ロ）外国の税制，税務執行	(ロ)	39	35.8%	(ロ)	21	43.8%	(ロ)	6	18.8%	(ロ)	66	34.9%
ハ）今後の税制改革	(ハ)	47	43.1%	(ハ)	25	52.1%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	80	42.3%
ニ）本年度の税制改正	(ニ)	46	42.2%	(ニ)	25	52.1%	(ニ)	9	28.1%	(ニ)	80	42.3%
ホ）税制の解釈，適用	(ホ)	49	45.0%	(ホ)	26	54.2%	(ホ)	12	37.5%	(ホ)	87	46.0%
へ）税制の実務的な取扱い	(ヘ)	56	51.4%	(ヘ)	26	54.2%	(ヘ)	14	43.8%	(ヘ)	96	50.8%
ト）税制に関する紛争，訴訟，判例	(ト)	30	27.5%	(ト)	13	27.1%	(ト)	17	53.1%	(ト)	60	31.7%
チ）所得税制・資産税制	(チ)	5	4.6%	(チ)	3	6.3%	(チ)	1	3.1%	(チ)	9	4.8%
リ）法人税制	(リ)	34	31.2%	(リ)	16	33.3%	(リ)	8	25.0%	(リ)	58	30.7%
ヌ）消費税制	(ヌ)	18	16.5%	(ヌ)	8	16.7%	(ヌ)	3	9.4%	(ヌ)	29	15.3%
ル）国際課税（除くタックスヘイブン税制，移転価格税制）	(ル)	49	45.0%	(ル)	24	50.0%	(ル)	13	40.6%	(ル)	86	45.5%
ヲ）タックスヘイブン税制	(ヲ)	33	30.3%	(ヲ)	17	35.4%	(ヲ)	14	43.8%	(ヲ)	64	33.9%
ワ）移転価格税制	(ワ)	50	45.9%	(ワ)	24	50.0%	(ワ)	9	28.1%	(ワ)	83	43.9%
カ）経済問題	(カ)	2	1.8%	(カ)	0	0.0%	(カ)	0	0.0%	(カ)	2	1.1%
ヨ）会社法関係	(ヨ)	11	10.1%	(ヨ)	0	0.0%	(ヨ)	4	12.5%	(ヨ)	15	7.9%
タ）企業会計関係	(タ)	11	10.1%	(タ)	1	2.1%	(タ)	3	9.4%	(タ)	15	7.9%
レ）その他（具体的にご記入ください）	(レ)	2	1.8%	(レ)	1	2.1%	(レ)	0	0.0%	(レ)	3	1.6%
【問81】												
今後，当協会の月刊誌「租税研究」への掲載，会員懇談会等での講演実施を望む内容をご記入く												

ださい。												
【問82】 その他，当協会へのご要望，または改善すべき課題をご記入ください。												
【問83】 ご回答された方は次のどれに該当しますか。												
イ）メーカー関連	㈠	44	40.4%	㈠	17	35.4%	㈠	0	0.0%	㈠	61	32.3%
ロ）金融関連	㈡	10	9.2%	㈡	6	12.5%	㈡	1	3.1%	㈡	17	9.0%
ハ）流通関連	㈢	4	3.7%	㈢	1	2.1%	㈢	0	0.0%	㈢	5	2.6%
ニ）IT・情報通信関連	㈣	2	1.8%	㈣	1	2.1%	㈣	0	0.0%	㈣	3	1.6%
ホ）運輸関連	㈤	5	4.6%	㈤	2	4.2%	㈤	0	0.0%	㈤	7	3.7%
ヘ）建設・不動産・エネルギー関連	㈥	18	16.5%	㈥	3	6.3%	㈥	0	0.0%	㈥	21	11.1%
ト）マスコミ・教育関連	㈦	3	2.8%	㈦	0	0.0%	㈦	0	0.0%	㈦	3	1.6%
チ）レジャー関連	㈧	1	0.9%	㈧	0	0.0%	㈧	0	0.0%	㈧	1	0.5%
リ）公共団体，公益法人等	㈨	6	5.5%	㈨	3	6.3%	㈨	0	0.0%	㈨	9	4.8%
ヌ）その他	㈩	12	11.0%	㈩	5	10.4%	㈩	1	3.1%	㈩	18	9.5%
＜個人会員の方＞												
ル）税理士・公認会計士	㈠㈠	2	1.8%	㈠㈠	0	0.0%	㈠㈠	20	62.5%	㈠㈠	22	11.6%
ヲ）教員	㈠㈡	0	0.0%	㈠㈡	0	0.0%	㈠㈡	5	15.6%	㈠㈡	5	2.6%
ワ）公務員	㈠㈢	0	0.0%	㈠㈢	0	0.0%	㈠㈢	1	3.1%	㈠㈢	1	0.5%
カ）その他	㈠㈣	0	0.0%	㈠㈣	0	0.0%	㈠㈣	3	9.4%	㈠㈣	3	1.6%